

留萌市耐震改修促進計画

【改定版】

平成 29 年 2 月

留 萌 市

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 対象区域・計画期間.....	2
5 留萌市の概要.....	3
第2章 耐震化の現状.....	8
1 想定される地震及び被害状況調査.....	8
2 耐震化対策の現状の把握.....	29
第3章 平成32年度を目処とした耐震化の目標.....	42
1 住宅における必要耐震改修戸数.....	43
2 多数利用建築物における必要耐震改修戸数.....	45
第4章 耐震化の促進に向けた取り組み方針.....	46
1 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定.....	46
2 災害に強いまちづくりの推進.....	46
3 地域における取り組み方針.....	48
第5章 耐震化に向けた施策.....	53
1 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	53
2 啓発及び知識の普及に関する事項.....	57
第6章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等.....	59
1 耐震改修促進法に基づく指導等.....	59
2 建築基準法に基づく勧告または命令.....	59
3 所管行政庁との連携.....	59
参考資料.....	60
1 特定建築物一覧.....	60
2 建築物の耐震改修の促進に関する法律.....	65
3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令.....	82
4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針.....	92

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国では同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）」を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。

その後、東南海・南海地震、首都圏直下型地震など大地震が想定される警戒地域外で、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大地震が頻発し、全国いっどこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まり、これを受け、平成18年1月に耐震改修促進法の改正法が施行され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の促進や建物所有者に対する指導等について強化されることとなりました。

このような動向を受け北海道では平成18年12月に「北海道耐震改修促進計画」を策定、留萌市においても計画的な耐震化の推進を図るため、平成23年2月に平成27年度までを計画期間とする「留萌市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、公共施設の耐震改修、民間建築物の耐震化に対する普及啓発等を行ってきました。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により、多くの人命が失われ、甚大な被害をもたらすなど、住宅や建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化しています。

国では、平成25年11月に、耐震改修促進法を改正し、地震に対する安全性の向上を一層促進することとし、北海道においても平成28年5月に北海道耐震改修促進計画見直し、市町村においても耐震改修促進計画の改定に努めることとしています。

以上を踏まえ、「留萌市耐震改修促進計画」は平成27年度で計画期間が終了していることから、これまでの実施状況に関する調査・検証を行うとともに、国や道の目標を踏まえた新たな耐震化の目標を設定する必要があるため、計画の見直しを行います。

表 1-1 耐震改修促進法の変遷

年	関係法令の制定、改正	概要	主な背景
昭和55年	建築基準法改正 (新耐震基準の整備)	構造計算に動的な考え方を盛り込んだ、いわゆる「新耐震基準」を義務化。	宮城県沖地震 (昭和53年)
平成7年	耐震改修促進法制定	建築物の耐震性の向上を目的とした新たな法律を制定。 特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の責務を規定。	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災：平成7年)
平成17年	耐震改修促進法改正	計画的な耐震化の促進を目的として、自治体による耐震改修促進計画の策定責務を法に規定。 特定建築物の範囲の拡大。	新潟県中越地震 (平成16年) 福岡県西方沖地震 (平成17年)
平成25年	耐震改修促進法改正	要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物の所有者に耐震診断の実績及び結果報告の義務を規定。 原則、全ての建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の努力義務を規定。	岩手・宮城内陸地震 (平成20年) 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災：平成23年)

2 計画の目的

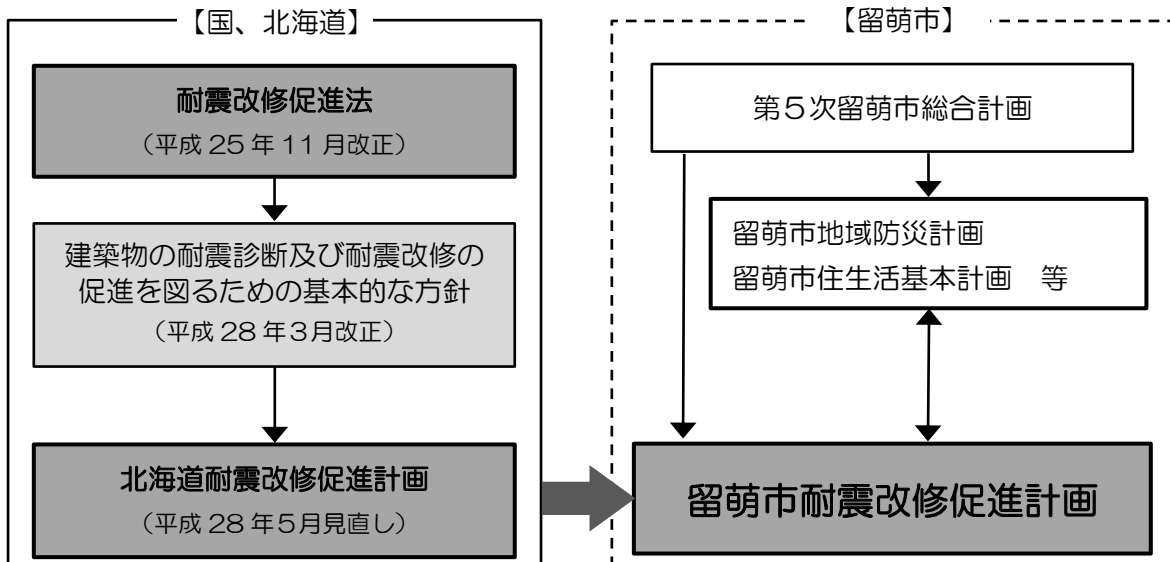
本計画は、住宅・建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命及び財産に対する被害を未然に防止することを目的とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基づき策定します。

本計画は、第5次留萌市総合計画を上位計画とし、留萌市地域防災計画、留萌市住生活基本計画等の関連計画と整合するとともに、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画に即した計画とします。

図 1-1 計画の位置づけ



4 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は留萌市全域とし、計画期間は国の基本方針、北海道耐震改修促進計画との整合性を図り、4年間（平成 29～32 年度）とします。

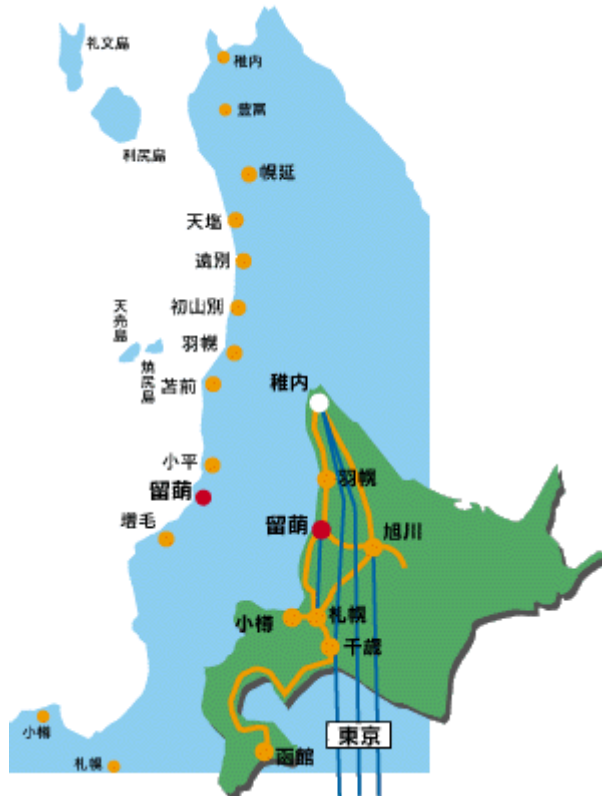
なお、社会情勢等が大きく変化し、本計画の見直しが必要となった場合は適宜見直しを行います。

5 留萌市の概要

(1) 位置

留萌市は、北海道西北部における留萌管内の中心都市であり、西側は日本海に面し、南側は増毛町、北側は小平町、東側は沼田町、北竜町に隣接し、その面積は 297.44km²です。

図 1-2 留萌市の位置



(2) 地勢

留萌市は、地勢は、東西に走る留萌川を中心に、両翼には平原と丘陵が続き、北部と南部はやや異なった性状となっています。北部は軟質な地層を主とし、高さはほとんど 250m 以下の丘陵地となっています。南部は硬い地質が分布し、標高 350m 以下で北部に比べやや高峻を示しています。

豊かな自然に恵まれた本市は、西には日本海、南北には暑寒別天売焼尻国定公園が連なり、暑寒別山系をはじめ夢の浮島といわれる天売、焼尻が望めます。

ポロシリ山地を水源とする留萌川は、市内の北部を東西に流れ日本海に注いでいます。

(3) 気象

気候は、日本海側気候区に属しており、対馬暖流の影響を受けて気温は温暖であるものの積雪量が多く、風速は年平均毎秒 5.3m と道内でも高くなっています。

風の特性としては、年間を通して東南東の風が卓越しており、冬季になると西北西及び西南西の風が多くなっています。また、冬季の日照時間の少ないことが特徴となっています。

表 1-2 気象データ（平成 27 年）

	降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)				
1 月	105.5	-2.5	5.5	-12.4	6.3	36.5	144	104
2 月	94.5	-2.2	6.3	-18.2	5.6	94.0	127	147
3 月	75.5	2.5	11.5	-4.3	5.4	138.2	52	96
4 月	61.0	6.7	19.7	-2.7	5.1	204.8	2	1
5 月	48.0	12.0	26.8	4.2	5.2	237.3	-	-
6 月	108.0	14.7	24.2	5.9	3.9	130.1	-	-
7 月	208.0	19.0	29.3	9.2	3.6	146.2	-	-
8 月	53.0	20.9	29.6	11.4	3.8	178.6	-	-
9 月	182.5	17.2	26.4	8.5	4.6	163.1	-	-
10 月	108.5	10.2	20.8	1.0	7.8	110.8	-	-
11 月	87.5	3.6	16.2	-6.8	4.9	87.5	66	20
12 月	126.5	0.2	8.1	-8.4	7.3	33.0	114	24
全年	1,258.5	8.5	29.6	-18.2	5.3	1,560.1	505	392

資料：気象庁ホームページ 気象統計情報

（４）人口、世帯

a. 総人口

留萌市の総人口は、平成 27 年国勢調査で 22,221 人、留萌管内の 46.4%を占めています。20 年間（平成 7～27 年）で 26%の減少となっており、一貫して減少しています。

住民基本台帳においては、平成 27 年で 22,600 人となっています。10 年間（平成 17～27 年）で 16%の減少となります。

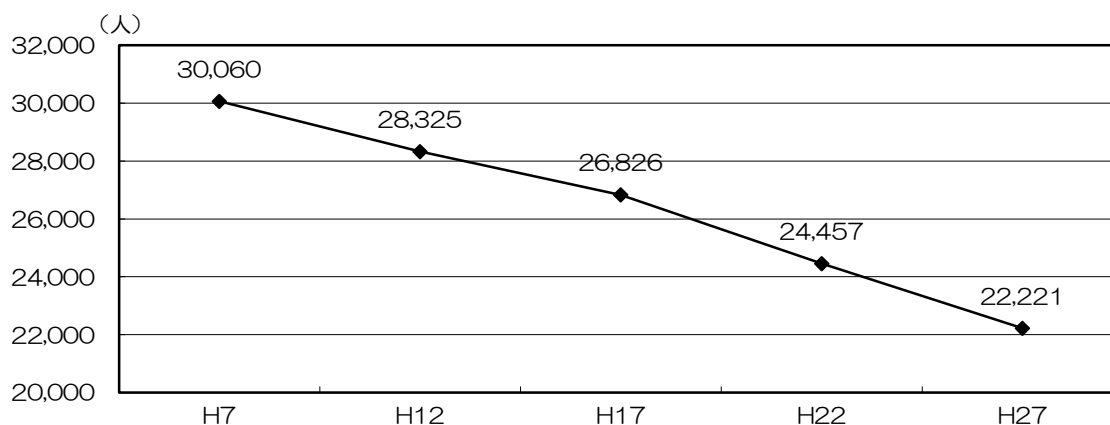
表 1-3 総人口の推移の比較

（単位：人）

	H7	H12	H17	H22	H27	H27/H7
北海道	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733	0.95
市部	4,249,121	4,389,368	4,410,600	4,449,360	4,395,172	1.03
留萌管内	70,403	65,819	61,494	53,105	47,912	0.68
留萌市	30,060	28,325	26,826	24,457	22,221	0.74

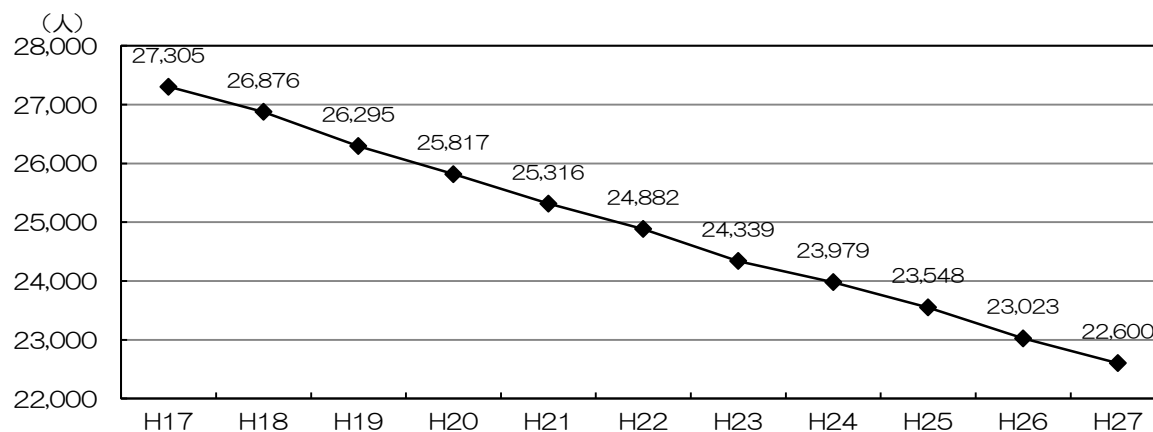
資料：各年国勢調査

図 1-3 総人口の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

参考：住民基本台帳による人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 9 月末日）

b. 総世帯数

総世帯数は、平成 27 年国勢調査で 10,402 世帯、留萌管内の 47.5%を占めています。20 年間（平成 7～27 年）で 11%の減少となっており、推移をみると、平成 12 年を境に減少へ転じています。

住民基本台帳においては、平成 27 年で 11,878 世帯となっており、平成 17 年以降、一貫して減少傾向にあります。

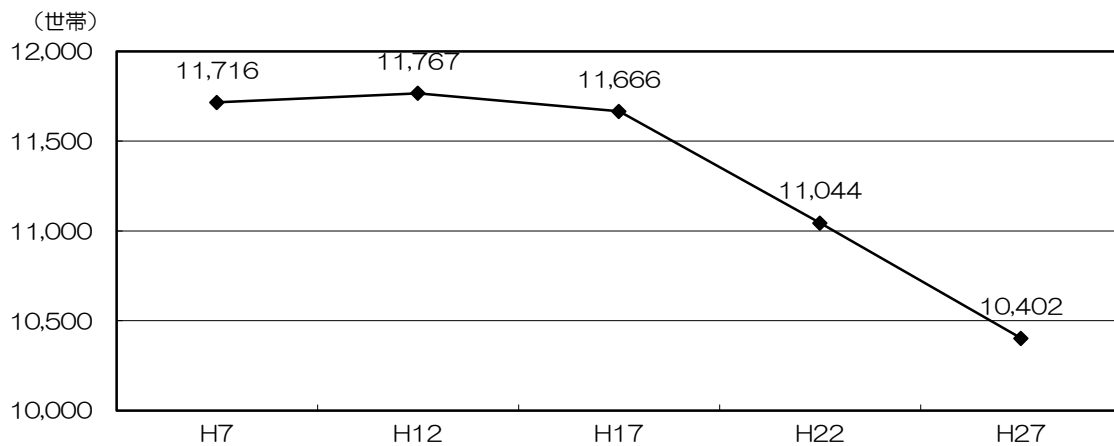
表 1-4 総世帯数の推移の比較

(単位：世帯)

	H7	H12	H17	H22	H27	H27/H7
北海道	2,187,000	2,306,419	2,380,251	2,424,317	2,444,810	1.12
市部	1,678,719	1,820,723	1,901,288	1,989,236	2,021,698	1.20
留萌管内	27,276	26,756	26,065	23,320	21,910	0.80
留萌市	11,716	11,767	11,666	11,044	10,402	0.89

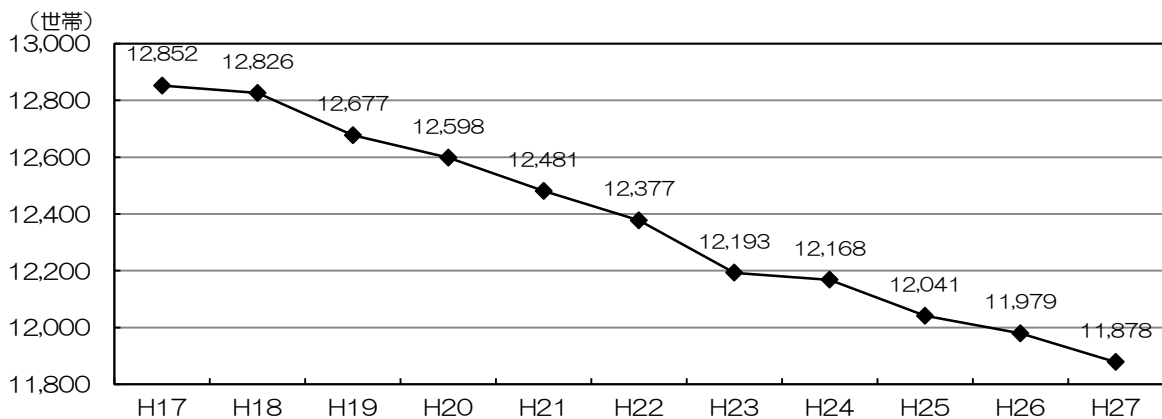
資料：各年国勢調査

図 1-4 総世帯数の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

参考：住民基本台帳による世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年 9 月末日）

(5) 地震発生状況

留萌市内の地震・津波被害履歴及び近年の地震発生履歴は以下のようになっています。

昭和 61 年、平成 7 年に発生した北空知を震源とする地震では建築物に被害が生じています。

近年において震度 5 以上の地震はありませんが、昭和 61 年の地震では市内一部地区で震度 5 を記録しています。

表 1-5 留萌市の地震・津波被害履歴

年 月 日	被災状況
昭和 46 年 9 月 6 日	震源サハリン西方沖、無感、留萌港にけい留中のラワン材が流出して小型漁船に衝突し、3 隻沈没
昭和 61 年 11 月 13 日	震源北空知、震度 3（一部地区 4～5）、幌糠中学校内壁に多数の亀裂入る。幌糠小学校集合煙突崩壊、内壁の一部に亀裂が入る。
平成 7 年 5 月 23 日	震源北空知、震度 4、幌糠 1 戸集合煙突の一部が崩壊し、屋根の一部を破損
平成 16 年 12 月 14 日	震源留萌支庁南部、震度 3、232 号及び 239 号の一部が通行止めのため羽幌方面のバスの乗客が港東コミセンに宿泊、東光小、留萌小校舎の床に亀裂が入ったがその他異常なし。
平成 18 年 11 月 15 日	震源千島列島、マグニチュード 8.1、留萌地方を含む北海道日本海北部に「津波注意」の津波注意報が発表、高い所で 0.5m。特に被害なし。
平成 19 年 1 月 13 日	震源千島列島沖、マグニチュード 8.3、留萌地方を含む北海道日本海北部に「津波注意」の津波注意報が発表、高い所で 0.5 m。特に被害なし。

資料：留萌市地域防災計画（資料編）

表 1-6 近年における留萌市の地震履歴（平成 23 年 2 月以降）

年月日	震度		震源地(M: マグニチュード)
	大町	幸町	
平成 23 年 3 月 11 日 14:46	震度 2	震度 2	M9.0 三陸沖
平成 23 年 3 月 11 日 15:08	震度 1	震度 2	M7.4 岩手県沖
平成 23 年 3 月 11 日 15:25	震度 1	震度 2	M7.5 三陸沖
平成 23 年 6 月 23 日 06:50	震度 1	震度 2	M6.9 岩手県沖
平成 24 年 8 月 25 日 23:16	震度 1	震度 2	M6.1 十勝地方南部
平成 28 年 1 月 14 日 12:25	震度 2	震度 3	M6.7 浦河沖

資料：気象庁（平成 28 年 9 月 8 日現在）

第2章 耐震化の現状

1 想定される地震及び被害状況調査

(1) 北海道耐震改修促進計画における想定地震

a. 想定地震

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画（平成 24 年6月修正）」に基づき海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して 30 の地震を想定しています。

図 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の位置

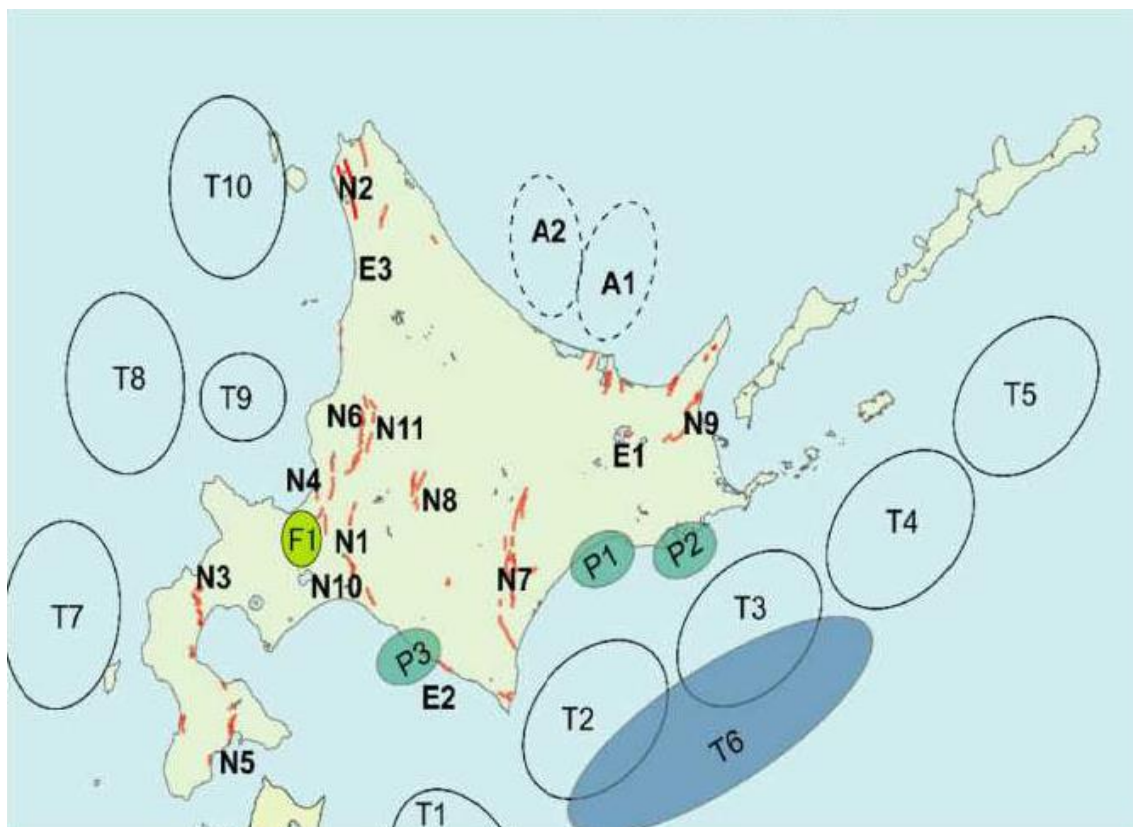


表 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の概要

地震		マグニチュード	地震発生率※		
			10 年以内	30 年以内	50 年以内
海溝型地震					
千島海溝/日本海溝					
T1	三陸沖北部	8.0	ほぼ 0~2%	2~20%	50~60%
T2	十勝沖	8.1	ほぼ 0~0.008%	2~6%	30~40%
T3	根室沖	7.9	10%程度	50%程度	80~90%
T4	色丹沖	7.8	10~20%	60%程度	80~90%
T5	択捉島沖	8.1	20%程度	60~70%	90%程度
T6	500 年間隔地震	8.6			
日本海東縁部					
T7	北海道南西沖	7.8	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
T8	積丹半島沖	7.8			
T9	留萌沖	7.5			
T10	北海道北西沖	7.8	0.002~0.04%	0.006~0.1%	0.01~0.2%
プレート内					
P1	釧路直下	7.5			
P2	厚岸直下	7.2			
P3	日高西部	7.2			
内陸型地震					
活断層帯					
N1	石狩低地東縁主部 地震本部	7.9			
	石狩低地東縁主部 主部北側	7.5			
	石狩低地東縁主部 主部南側	7.2			
N2	サロベツ	7.6			
N3	黒松内低地	7.3			
N4	当別	7.0			
N5	函館平野西縁	7.0-7.5			
N6	増毛山地東縁	7.8			
N7	十勝平野 地震本部				
	十勝平野 主部	8.0			
	十勝平野 光地園	7.2			
N8	富良野 地震本部				
	富良野 西部	7.2			
	富良野 東部	7.2			
N9	標津	7.7 以上			
N10	石狩低地東縁南部	7.7 以上			
N11	沼田-砂川付近	7.5			
伏在断層					
F1	札幌市直下	6.7-7.5			
既往の内陸地震					
E1	弟子屈地域	6.5			
E2	浦川周辺	7.1			
E3	道北地域	6.5			
オホーツク海					
A1	網走沖	7.8			
A2	紋別沖（紋別構造線）	7.9			

※北海道地域防災計画に記載があるもののみ

「平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）」によると、想定地震における留萌振興局管内の最大震度は以下のとおりです。サロベツ断層帯、及び増毛山地東縁断層帯が震度階級で 6 強～7 となり最大となります。

表 2-2 想定地震における留萌振興局管内の最大震度

想定地震		最大震度	震度階級
三陸沖北部	T1	5.0	5 強
十勝沖	T2	5.4	5 強
北海道南西沖	T7	5.0	5 強
北海道留萌沖	T9	5.6-6.2	6 弱-6 強
北海道北西沖	T10	6.1-6.3	6 強
石狩低地東縁断層帯主部	N1	4.5-5.3	5 弱-5 強
サロベツ断層帯	N2	6.4-6.9	6 強-7
黒松内低地断層帯	N3	-	-
当別断層	N4	4.9-5.1	5 弱-5 強
函館平野西縁断層帯	N5	-	-
増毛山地東縁断層帯	N6	6.3-6.7	6 強-7
十勝平野断層帯	N7	-	-
富良野断層帯	N8	5.0-5.2	5 強
石狩低地東縁断層帯南部	N10	4.5-5.1	5 弱-5 強
沼田-砂川付近	N11	5.8-5.9	6 弱
札幌市直下	F1	4.3-5.1	4-5 弱

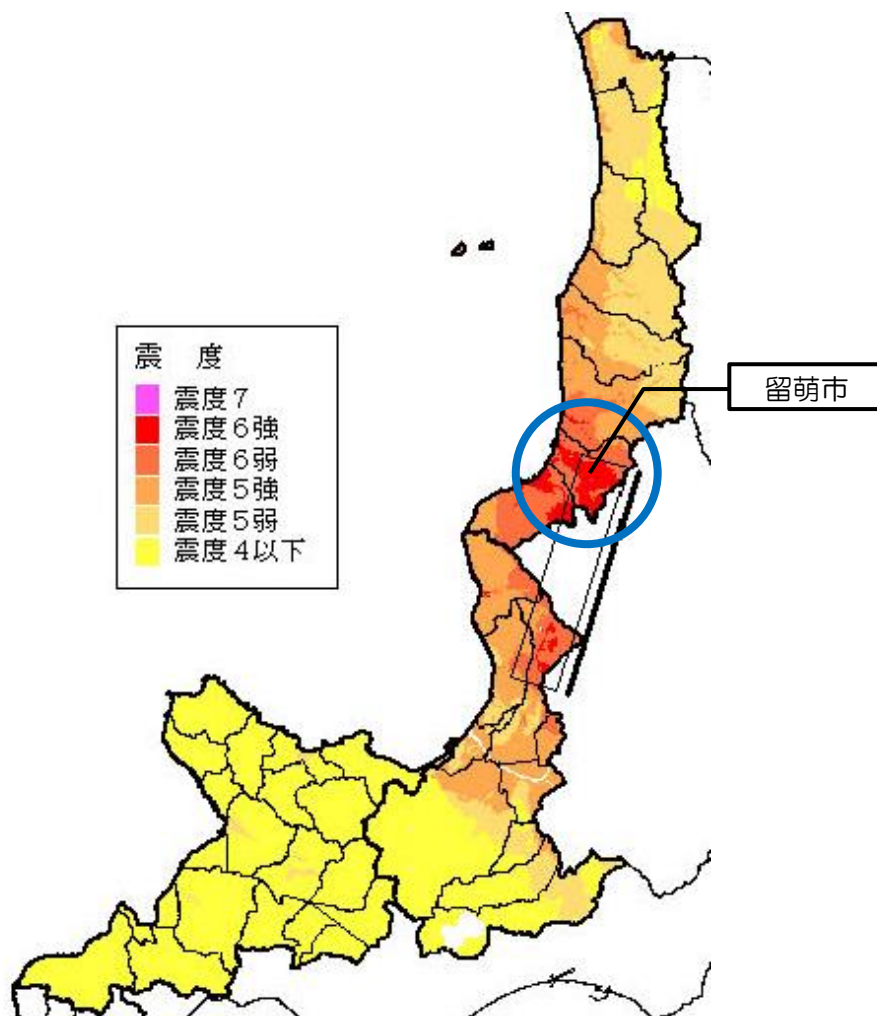
※想定地震の断層モデルが複数ある場合、最大震度・震度階級が複数となっている。

出典：平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）

（参考）気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5 強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6 弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6 強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

図 2-2 増毛山地東縁断層帯の震度分布（留萌市周辺拡大）



a. 北海道留萌沖

This map illustrates the seismic intensity distribution in the Kanto Plain area, showing intensity levels from 4 to 7 across various towns and villages. The map includes a scale bar (0 to 10 km) and a north arrow.

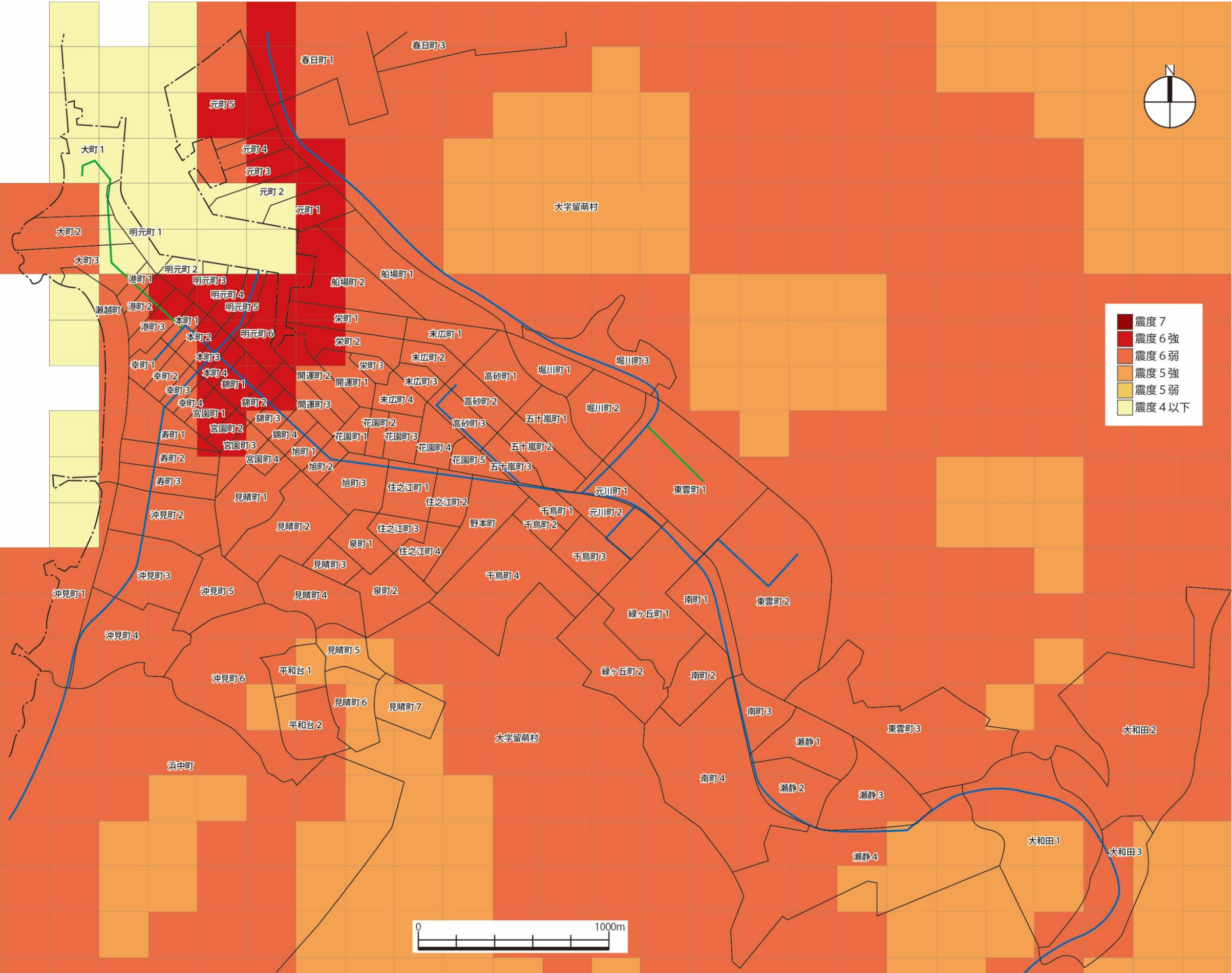
Legend:

- 震度 7 (Red)
- 震度 6 強 (Dark Red)
- 震度 6 弱 (Red)
- 震度 5 強 (Orange)
- 震度 5 弱 (Light Orange)
- 震度 4 以下 (Yellow)

Map Labels:

- 春日町 1丁目
- 元町 5丁目
- 三泊町
- 塩見町
- 春日町 2丁目
- 春日町 3丁目
- 浜中町
- 礼受町
- 大字留萌村
- 中幌糠町
- 東幌糠町
- 幌糠町
- 樽真布町

図 2-4 北海道留萌沖における震度分布（市街地拡大）



b. 増毛山地東縁断層帯

図 2-5 増毛山地東縁断層帯における震度分布（全市）

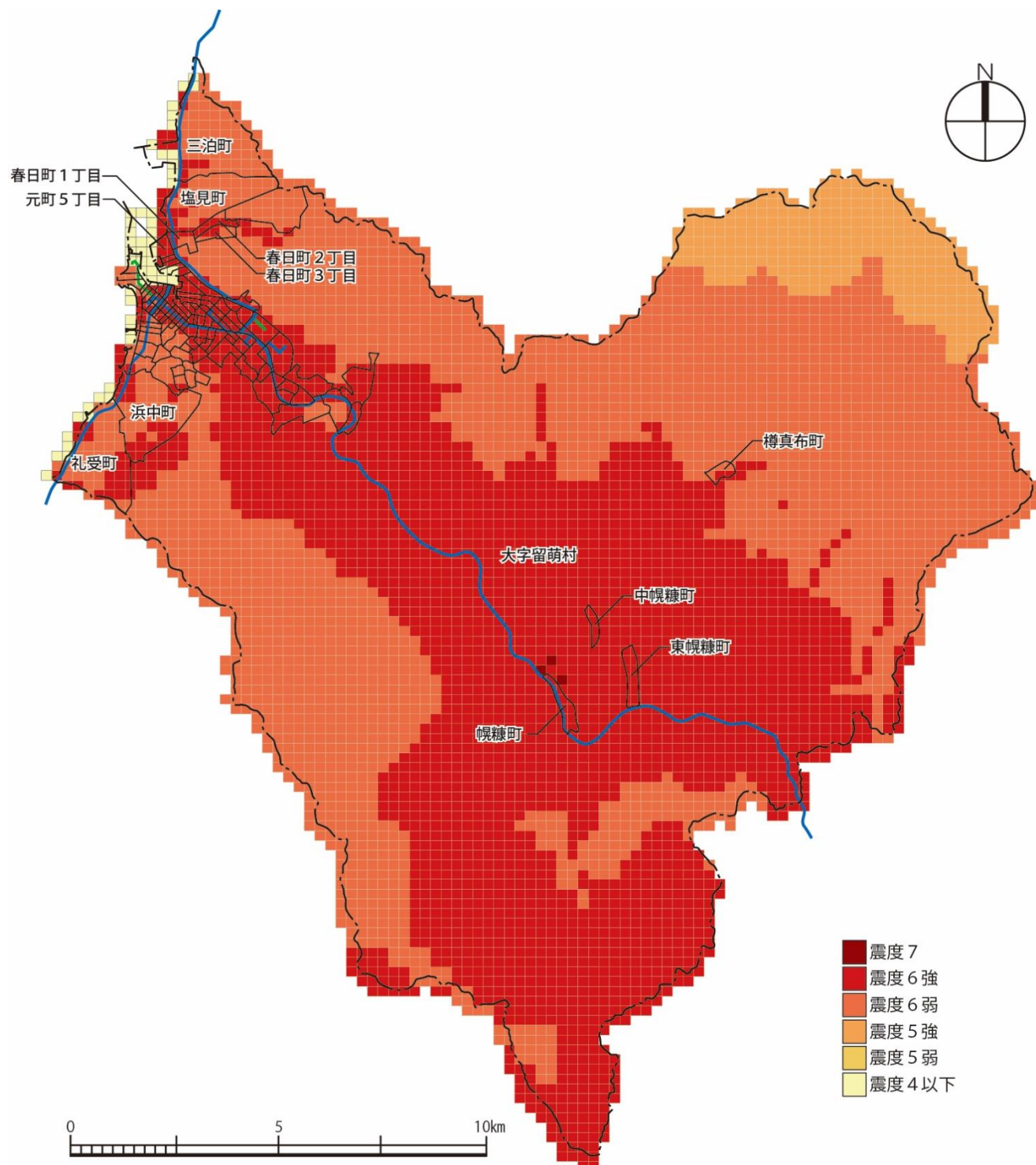
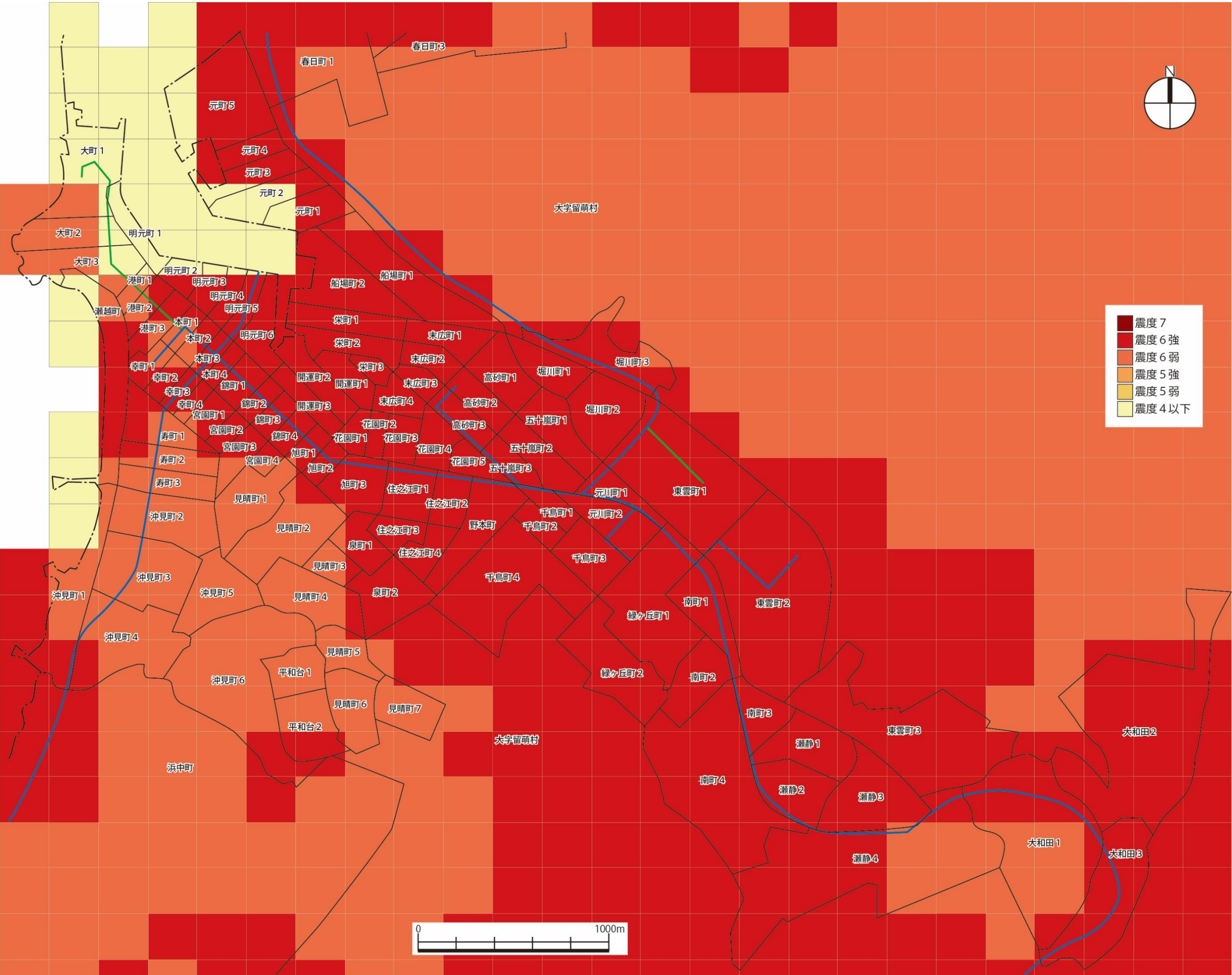


図 2-6 増毛山地東縁断層帯における震度分布（市街地拡大）



c. 被害想定

①震度と全半壊率の関係

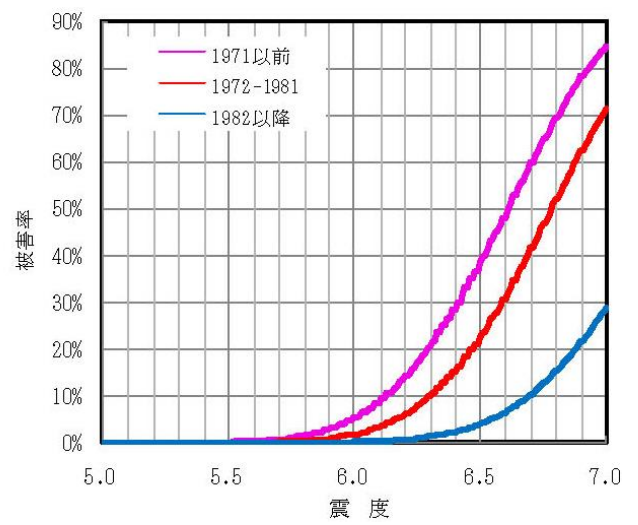
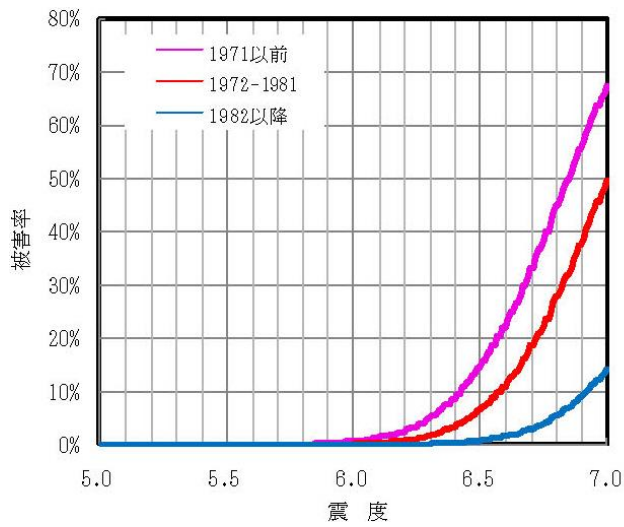
「平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）」においては、地震の計測震度と構造別・建築年別の建物被害の想定を以下のとおりとしています。木造建物においては、留萌市のように多雪区域の場合、積雪時には積雪荷重を考慮しています。

昭和 55 年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和 56 年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、例えば木造建物（冬以外）で計測震度が 6.7（震度 7）の場合に、昭和 56 年以降（新耐震基準）は約 1 割が全半壊、昭和 47～56 年以前の建物（旧耐震基準）は約 4 割が全半壊すると想定しています。

参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の区分について（耐震基準について）

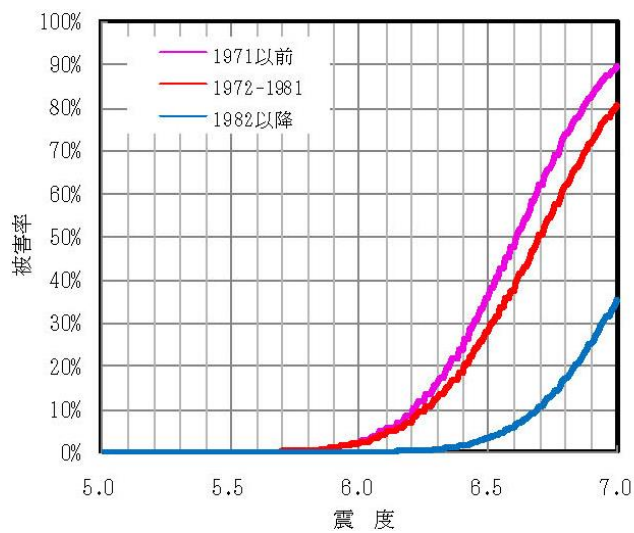
現在の耐震基準の原型は昭和 56 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

図 2-7 震度と構造別全半壊率との関係
【木造（冬以外）】

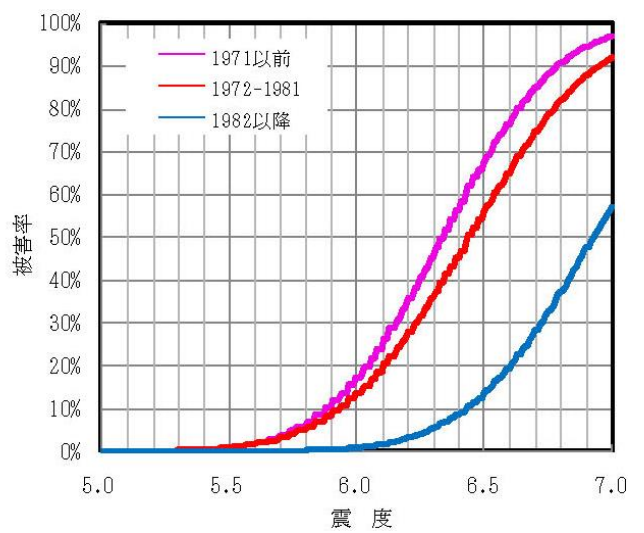


震度と木造全壊率との関係

【木造（冬）】

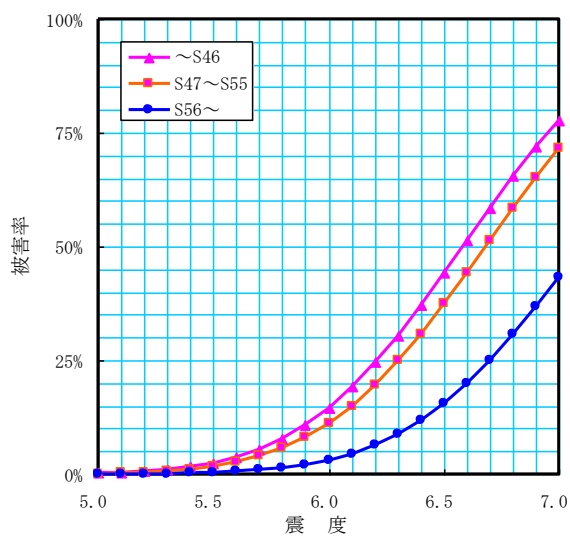


震度と木造全半壊率との関係

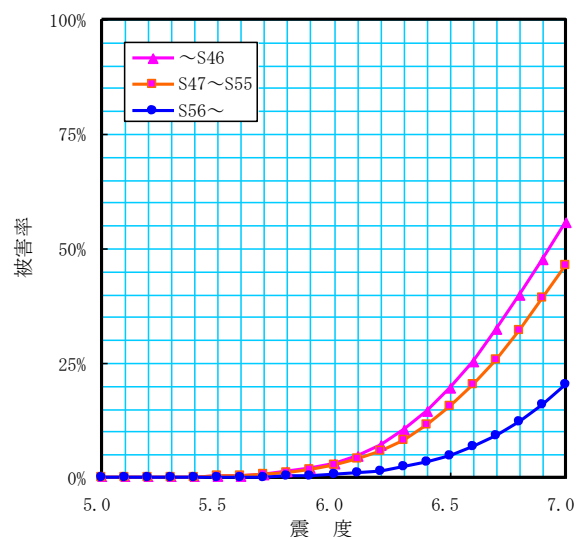


震度と木造全壊率との関係

【非木造】



震度と木造全半壊率との関係



震度と非木造全壊率との関係

震度と非木造全半壊率との関係

②想定地震による留萌振興局内の被害の想定

「平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）」によると、留萌振興局管内で想定地震において人的被害（死者数）が最大となる地震は増毛山地東縁断層帯で死者 24 人、重軽傷者 423 人、また建物被害（揺れに起因）は全壊 933 棟（建物全体の 3.0%）、全半壊 3,139 棟（9.9%）です。

表 2-3 人的被害が最大となる地震に係る被害想定（留萌振興局管内）

想定地震	最大震度	人的被害			建物被害（揺れに起因）		
		総人口	死者数	重軽傷者数	総棟数	全壊棟数 (全壊割合)	全半壊棟数 (全半壊割合)
増毛山地東縁断層帯 [N6]	7	50,170	24	423	31,599	933 (3.0%)	3,139 (9.9%)

出典 平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）

③想定地震による市内の被害の想定

「平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）」によると、留萌市内で想定被害が最大となる地震は増毛山地東縁断層帯で死者 19 人、重軽傷者 330 人、また建物被害は全壊 620 棟、半壊 1,306 棟と想定されています。

また、北海道留萌沖の地震では死者 5 人、重軽傷者 83 人、また建物被害は全壊 74 棟、半壊 373 棟と想定されています。

表 2-4 地震に係る被害想定（留萌市内）

想定地震	最大震度	人的被害(人)				建物被害(棟)		
		総数	死者	重傷者	軽傷者	総数	全壊	半壊
1. 十勝平野断層帯主部(モデル 30_3)の地震	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 富良野断層帯西部(モデル 30_2)の地震	5.2	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
3. 富良野断層帯西部(モデル 30_5)の地震	5.0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4. 富良野断層帯西部(モデル 45_3)の地震	5.1	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5. 増毛山地震東縁断層帯(モデル 30_2)の地震	6.7	349	19	30	300	1,926	620	1,306
6. 増毛山地震東縁断層帯(モデル 45_1)の地震	6.3	61	3	8	50	334	47	287
7. 増毛山地震東縁断層帯(モデル 45_2)の地震	6.7	297	14	27	256	1,601	463	1,138
8. 増毛山地震東縁断層帯(モデル 45_3)の地震	6.4	44	2	6	36	257	32	225
9. 増毛山地震東縁断層帯(モデル 45_4)の地震	6.5	186	8	21	157	1,013	223	790
10. 増毛山地震東縁断層帯(モデル 45_5)の地震	6.3	11	1 未満	2	9	61	8	53
11. 沼田砂川断層帯(モデル 30_3)の地震	5.8	2	1 未満	1 未満	2	15	1	14
12. 沼田砂川断層帯(モデル 30_4)の地震	5.8	2	1 未満	1 未満	2	13	2	11
13. 沼田砂川断層帯(モデル 45_1)の地震	5.8	3	1 未満	1 未満	3	18	2	16
14. 沼田砂川断層帯(モデル 45_2)の地震	5.9	9	1 未満	2	7	40	5	35
15. 沼田砂川断層帯(モデル 45_3)の地震	5.8	3	1 未満	1 未満	3	18	2	16
16. 沼田砂川断層帯(モデル 45_4)の地震	5.9	3	1 未満	1 未満	3	17	2	15
17. 当別断層(モデル 30_2)の地震	4.8	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
18. 当別断層(モデル 30_5)の地震	5.0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
19. 石狩低地震東縁断層帯主部(北)・深さ 7km(モデル 30_1)の地震	5.2	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
20. 石狩低地震東縁断層帯主部(北)・深さ 7km(モデル 30_5)の地震	5.2	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
21. 石狩低地震東縁断層帯主部(北)・深さ 7km(モデル 45_1)の地震	5.2	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
22. 石狩低地震東縁断層帯主部(北)・深さ 3km(モデル 30_2)の地震	4.8	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
23. 石狩低地震東縁断層帯主部(北)・深さ 3km(モデル 45_2)の地震	4.8	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
24. 石狩低地震東縁断層帯主部(北)・深さ 3km(モデル 45_3)の地震	5.3	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1	1 未満	1
25. 石狩低地震東縁断層帯主部(北)・深さ 3km(モデル 45_5)の地震	5.3	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1	1 未満	1
26. 石狩低地震東縁断層帯主部(南)・深さ 3km(モデル 45_2)の地震	4.5	0	0	0	0	0	0	0
27. 石狩低地震東縁断層帯主部(南)・深さ 3km(モデル 45_5)の地震	4.7	0	0	0	0	0	0	0
28. 石狩低地震東縁断層帯南部・深さ 7km(モデル 30_5)の地震	5.1	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
29. 石狩低地震東縁断層帯南部・深さ 3km(モデル 30_2)の地震	4.5	0	0	0	0	0	0	0
30. 石狩低地震東縁断層帯南部・深さ 3km(モデル 30_3)の地震	5.0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
31. 石狩低地震東縁断層帯南部・深さ 3km(モデル 30_5)の地震	5.1	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
32. 黒松内低地震断層帯(モデル 30_5)の地震	—	—	—	—	—	—	—	—
33. 黒松内低地震断層帯(モデル 45_3)の地震	—	—	—	—	—	—	—	—
34. 黒松内低地震断層帯(モデル 45_4)の地震	—	—	—	—	—	—	—	—
35. 函館平野西縁断層帯(モデル 45_2)の地震	—	—	—	—	—	—	—	—
36. 函館平野西縁断層帯(モデル 45_3)の地震	—	—	—	—	—	—	—	—
37. サロベツ断層帯北延長(モデル 30_2)の地震	5.1	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1	1 未満	1
38. サロベツ断層帯北延長(モデル 30_3)の地震	4.7	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
39. サロベツ断層帯北延長(モデル 30_5)の地震	4.5	0	0	0	0	0	0	0
40. 西札幌背斜に関連する断層の地震	4.3	0	0	0	0	0	0	0
41. 月寒背斜に関連する断層	4.9	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
42. 野幌丘陵断層帯(モデル 45_1)の地震	5.1	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
43. 十勝沖の地震	5.3	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	3	1 未満	3
44. 三陸沖北部の地震	5.0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
45. 北海道北西沖の地震(モデル No.2)の地震	5.5	6	1 未満	1	5	26	3	23
46. 北海道北西沖の地震(モデル No.5)の地震	5.2	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	2	1 未満	2
47. 北海道南西沖の地震(モデル No.2)の地震	4.9	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
48. 北海道留萌沖の地震(走行 N193° E)(モデル No.1)の地震	5.4	2	1 未満	1 未満	2	9	1	8
49. 北海道留萌沖の地震(走行 N225° E)(モデル No.2)の地震	6.1	88	5	12	71	447	74	373

-：被害想定対象外の地震

(3) 留萌市地域防災計画における想定地震

a. 想定地震

市に被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画、市周辺の地震活動及び活断層の分布とその活動度を参考として、次の3地震を想定しました。

- ①留萌沖 北緯 44 度 東経 141 度 規模M7.0
- ②後志沖 北緯 43 度 東経 139 度 規模M7.75
- ③石 狩 北緯 43.25 度 東経 141.25 度 規模M6.75

①留萌沖地震

留萌沖では、1910 年、1918 年、1947 年にM6 クラス程度の被害地震が起きており、地震活動は比較的高く、想定地震の中では市域にもっとも被害を及ぼす可能性が高くなります。また、中程度の津波を見込む必要があります。

②後志沖（北海道南西沖）地震

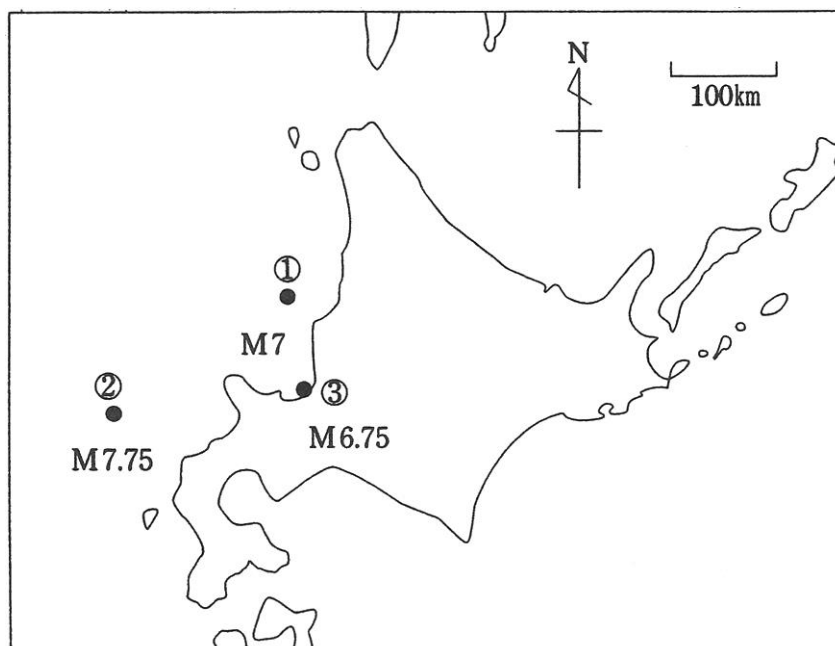
日本海東縁部では、1833 年酒田沖地震(M7.4)、1940 年積丹半島沖地震(M7.5)、1983 年日本海中部地震 (M7.7) などが発生し、いずれも大津波を伴っており、津波に対して考慮する必要があります。

また、1993 年には北海道南西沖地震が発生し、大津波を伴って、住家、港湾等に甚大な被害を及ぼしました。

③石狩地震

地震活動は活発ではありませんが、1834 年に石狩川河口付近でM6.4 の被害地震が起きています。札幌市に隣接している地域であることから、地震による影響は多くなります。

図 2-8 想定地震の震央位置



b. 地震動・液状化の危険性

■地震動

活断層を震源とする内陸直下型の地震を想定していないこともあり、最大級の地震想定ではありませんが、各想定地震の予測震度は、次のとおりとなっています。

(1) 震度は5段階（Ⅱ以下、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ以上）に区分して表示し、Ⅱ以下は白抜きとしました。

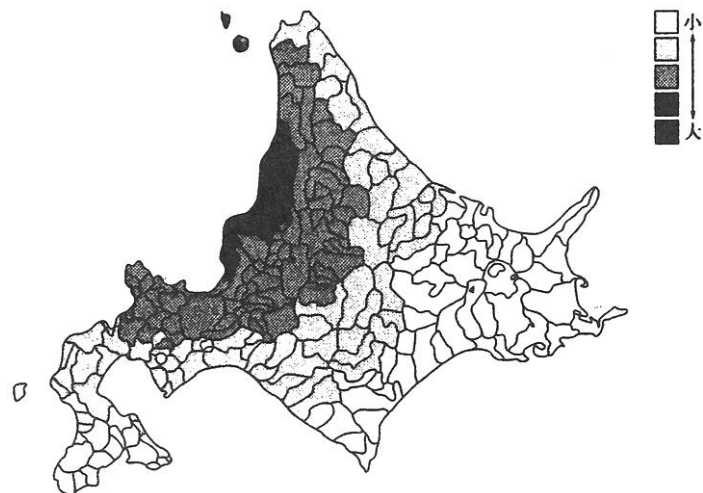
(2) 気象庁震度と計算震度の関係は、次表のとおりです。

気象庁震度	計算震度
2（Ⅱ）	1.5～2.4
3（Ⅲ）	2.5～3.4
4（Ⅳ）	3.5～4.4
5（Ⅴ）	4.5～5.4
6（Ⅵ）	5.5～6.4

①留萌沖地震

この地震の想定震度分布図は次のとおりです。この地震はM7で、かつ震源が沖合であるため、震度Ⅵの地域は増毛町で、留萌市を含む羽幌町から石狩市厚田区にかけての海岸沿いの地域が震度Ⅴとなります。3つの想定地震の中では、津波を含めて留萌市においてはもっとも被害の発生する確率が高い地震となります。

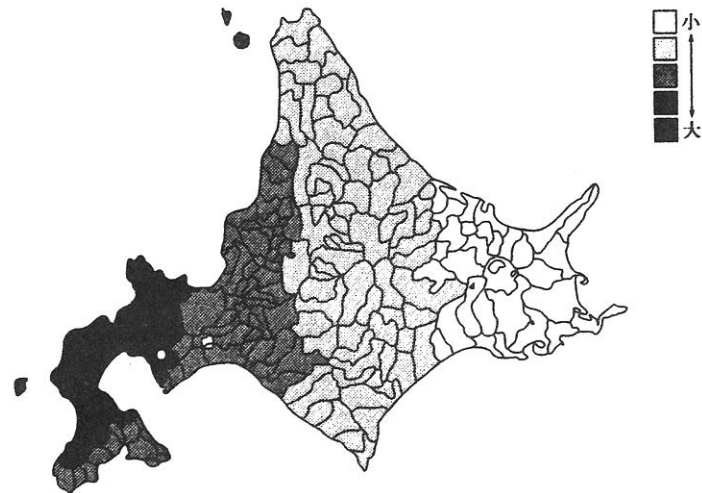
図 2-9 想定地震による震度分布（留萌沖地震）



②後志沖（北海道南西沖）地震

この地震はM7.75 と大きいですが、はるか沖合に震源地を想定していることから、次の想定震度分布図に示すように、震度Ⅵとなるのはせたな町周辺の海岸沿いの町村で、次いで震度Ⅴの地域が積丹半島から渡島半島にかけて広がります。震度Ⅲ以上の範囲は広く、留萌市を含めて北海道の全域（道東を除く）に広がっています。

図 2-10 想定地震による震度分布（後志沖地震）

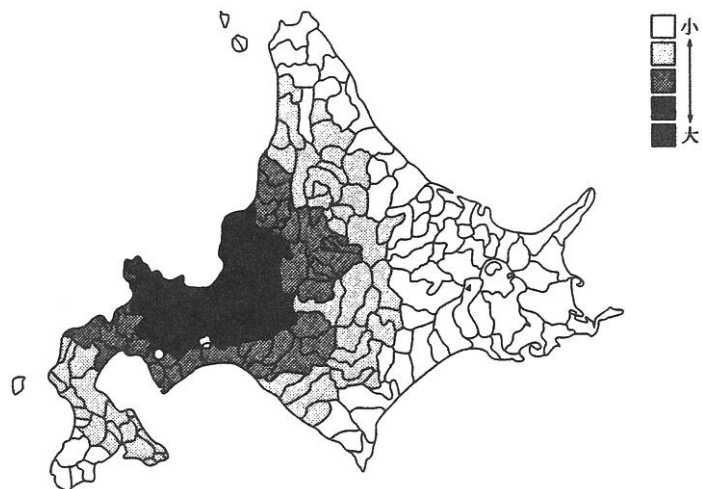


③石狩地震

この地震は、M6.75 と規模は小さいですが、大都市札幌圏を直撃する地震として重要視されています。

次の想定震度分布図に示すように、危険度の高い地域は札幌市付近に限定されていますが、留萌市においてもⅣ程度の震度が考えられます。

図 2-11 想定地震による震度分布（石狩地震）



■液状化

北海道の地盤液状化予測地質図によると、沿岸部から留萌側流域に沿って液状化の可能性が高いとされています。

液状化の予測区域は次のとおりです。

図 2-12 液状化の予測区域



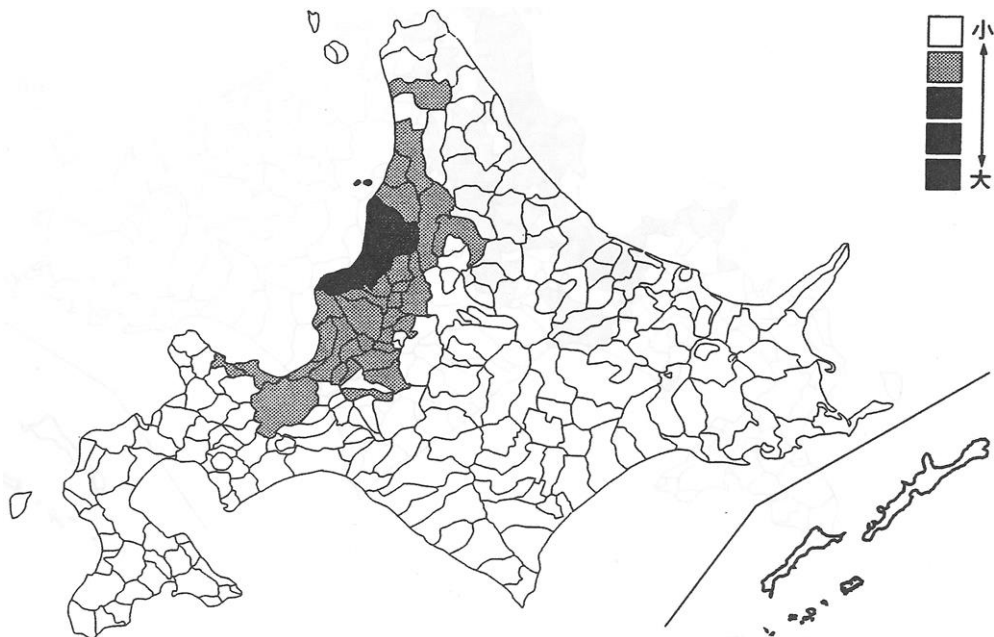
c. 被害予測

3つの想定地震の中で、特に影響の大きい「留萌沖地震」の項目別の被災危険度分布は、次のとおりとなります。

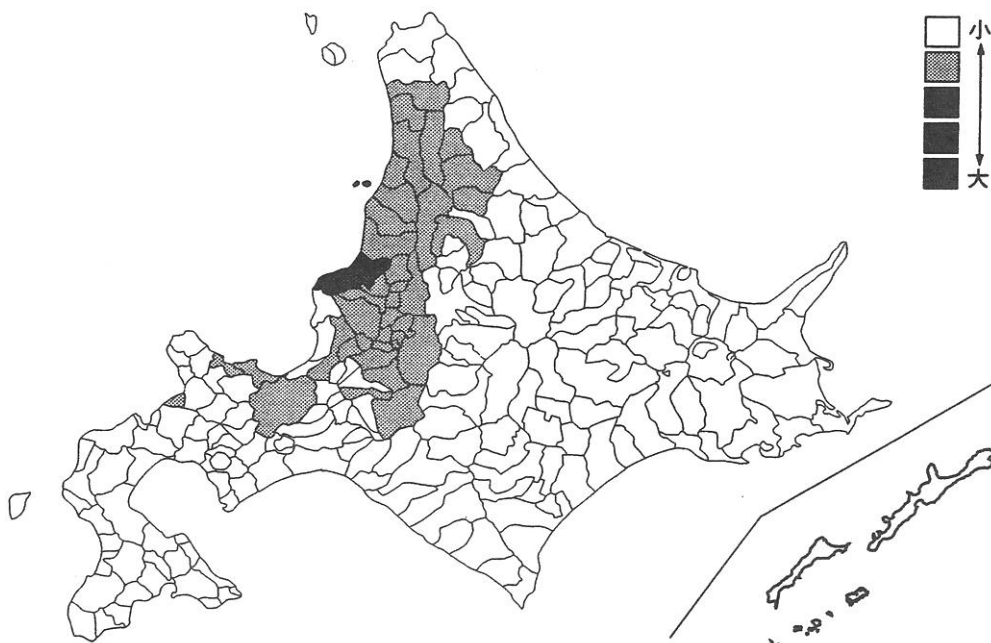
■被災危険度分布

算定した被災危険度は、5段階（～0、0～1、1～2、2～3、3～）に区分して表示し、0以下は白抜きになっています。

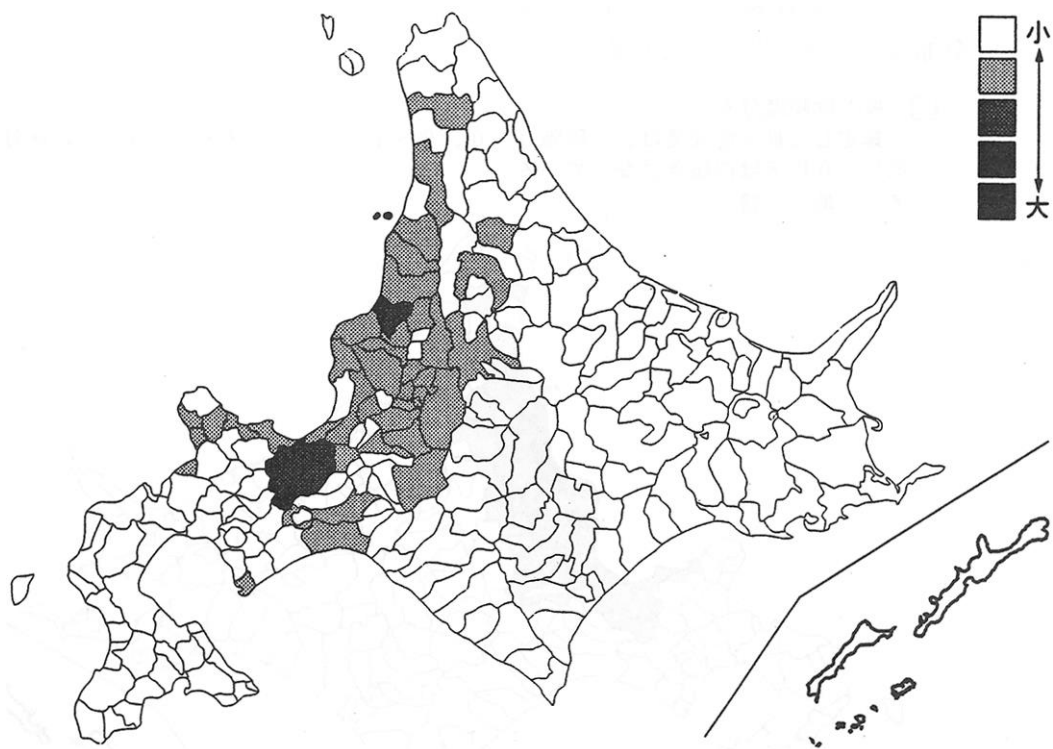
ア 地盤



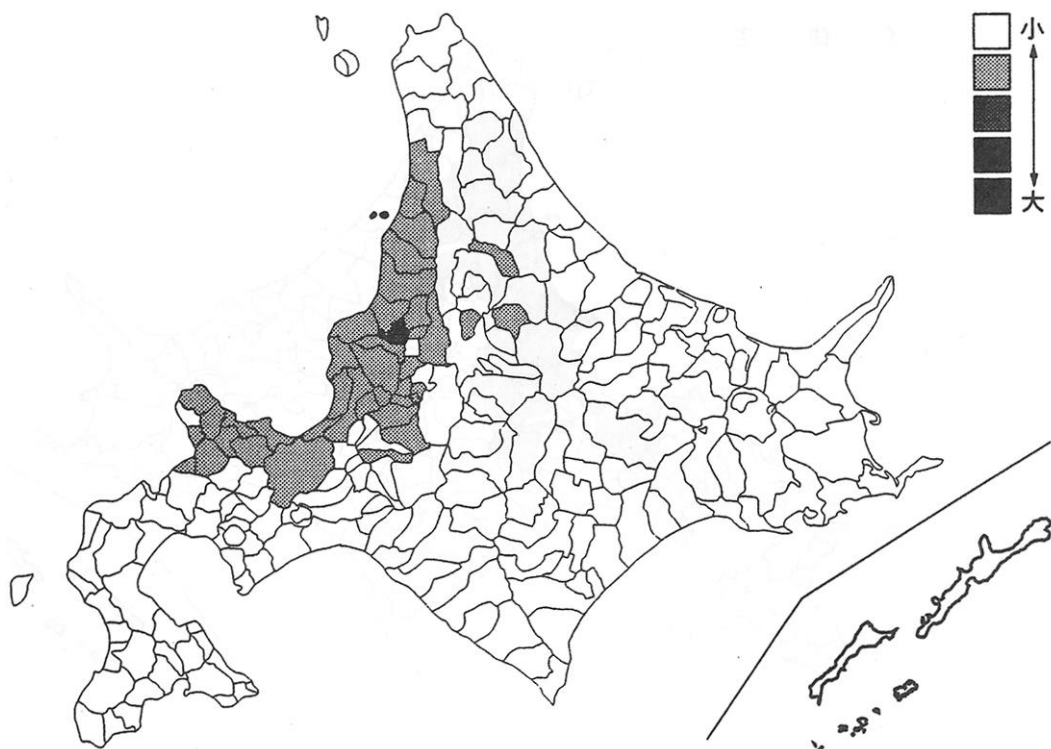
イ 住宅



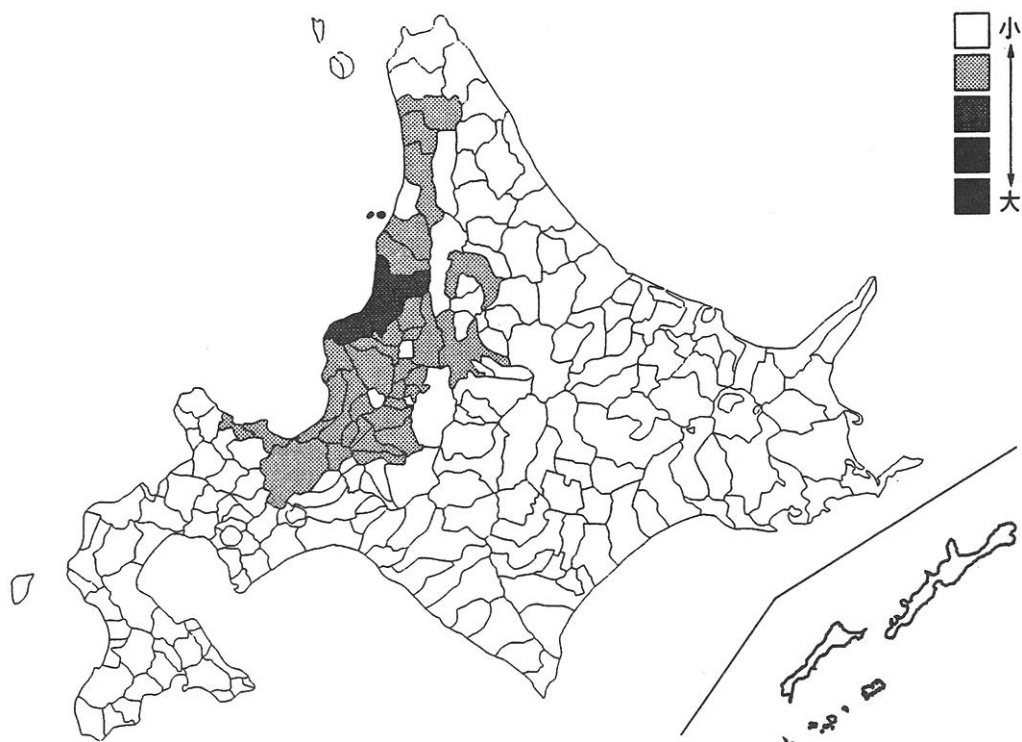
ウ 火災



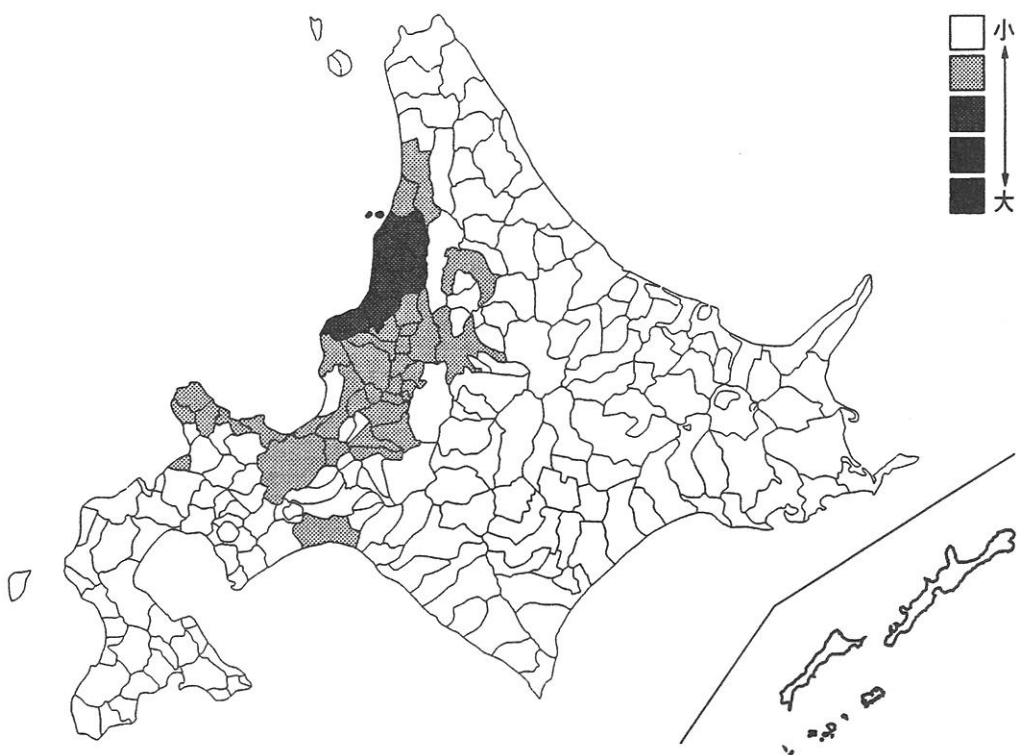
エ 死傷



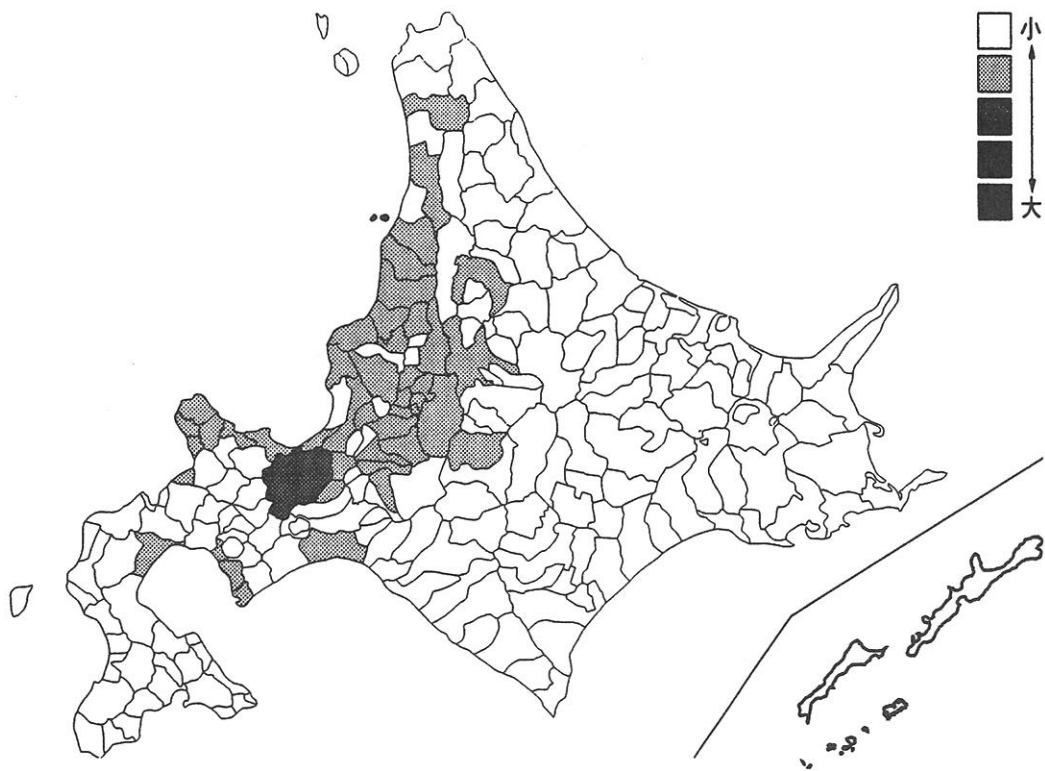
オ ライフライン



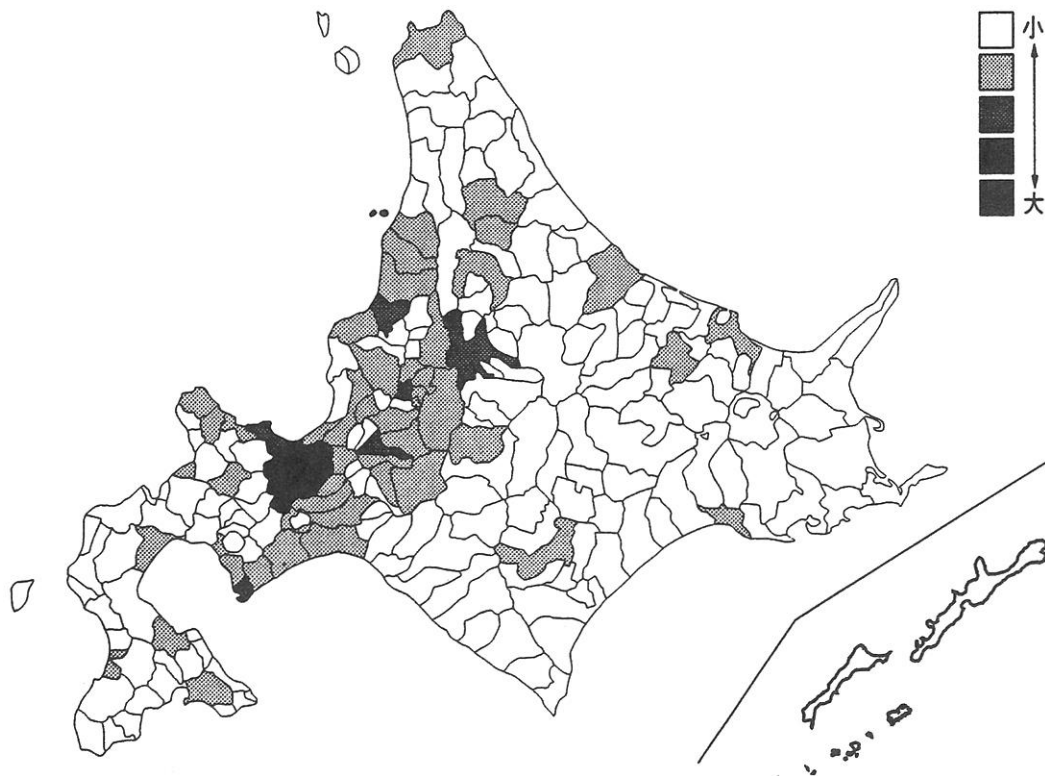
カ 危険物



⚡ 地域活動低下



ク 広域化



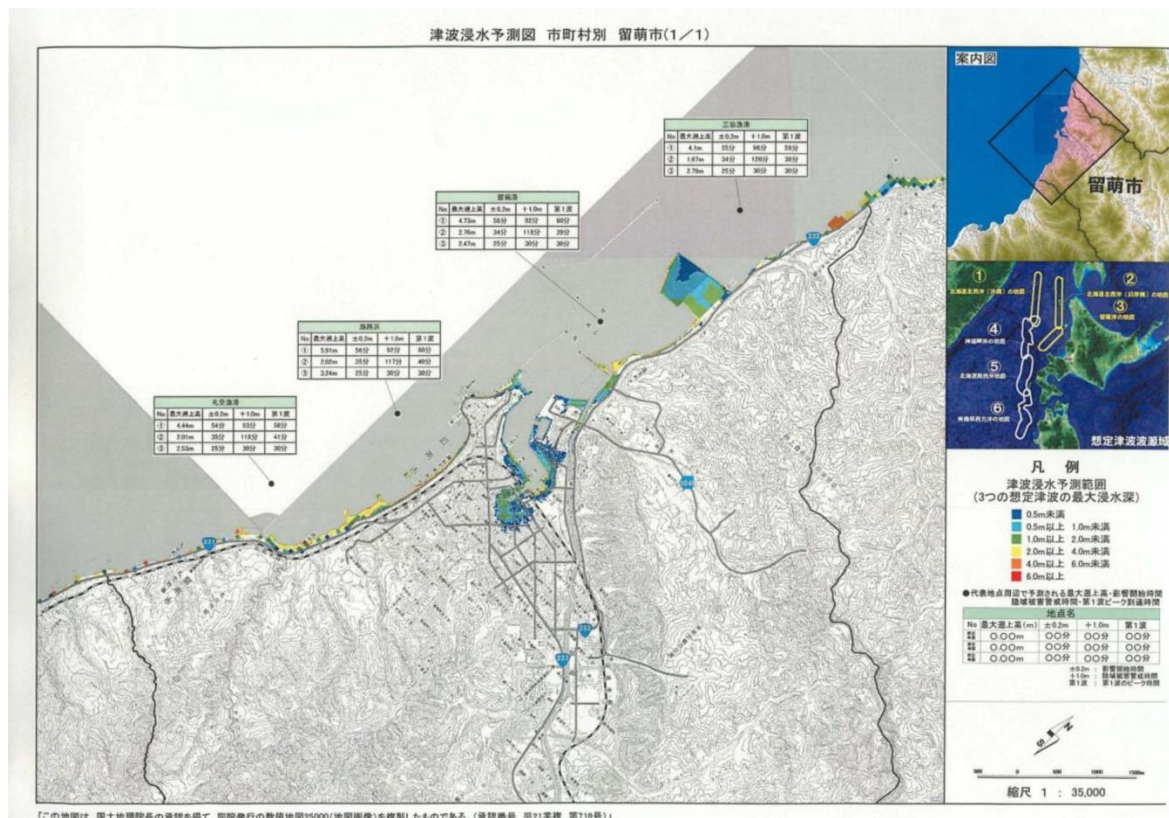
d. 津波危険域の予測

平成 21 年度に北海道が行った津波浸水予測調査の結果によると、想定した 3 地震(①北海道北西沖(沖側)の地震、②北海道北西沖(沿岸側)の地震、③留萌沖の地震)の中で最も危険性が高いのは、北海道北西沖(沖側)の地震で、瀬越浜での最大遡上高(津波が陸地に取り上げて到達する最高の標高)は、5.91mとなっています。

また、一番早く津波が到達するのは、留萌沖地震であり、第一波ピーク到達時間は、留萌市沿岸部で地震発生後 30 分となっています。

留萌市における津波浸水予測図は、次のとおりです。

図 2-13 津波浸水予測図(北海道地域防災計画から)



三泊漁港					留萌港				
No.	最大遡上高	±0.2m	+1.0m	第1波	No.	最大遡上高	±0.2m	+1.0m	第1波
①	4.1m	55分	96分	59分	①	4.73m	56分	96分	60分
②	1.67m	34分	120分	38分	②	2.76m	34分	118分	38分
③	2.79m	25分	30分	30分	③	2.47m	25分	30分	30分
瀬越浜					礼受漁港				
No.	最大遡上高	±0.2m	+1.0m	第1波	No.	最大遡上高	±0.2m	+1.0m	第1波
①	5.91m	56分	92分	60分	①	4.44m	54分	93分	58分
②	2.02m	35分	117分	40分	②	2.01m	35分	118分	41分
③	3.24m	25分	30分	30分	③	2.53m	25分	30分	30分

2 耐震化対策の現状の把握

(1) 住宅の耐震化の現状

a. 住宅の耐震化率の現状（H25 住宅・土地統計調査をベースに算出）

住宅の耐震化の現状は、平成 22 年度に策定された「留萌市耐震改修促進計画」の同様の手法で算出し、当時との耐震化率を比較します。

平成 28 年度現在、市内には 12,910 戸の住宅があると推計されます。構造別にみると、木造が 8,734 戸（全体の 67.7%）、非木造は 4,176 戸（同 32.3%）です。

昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた住宅が 4,440 戸（同 34.4%）ですが、このうち耐震性がある住宅が 963 戸（昭和 56 年以前住宅の 21.7%）、耐震改修を実施した住宅が 69 戸（昭和 56 年以前住宅の 1.6%）あるものと推計されます。また、昭和 57 年以降の新耐震基準で建てられた住宅 8,470 戸（全体の 65.6%）は全て耐震性を満たすものとします。

以上から耐震性を満たす住宅は、9,502 戸（8,470 戸＋963 戸＋69 戸）と推計され、耐震化率は 73.6%となります。

表 2-5 市内住宅の耐震化の現状※（平成 28 年度）

（単位：戸）

	総数	S57～	～S56	耐震性 あり	耐震改修 実施	耐震性 不十分	耐震性 満たす	耐震化率
木 造	8,734	4,774	3,960	491	61	3,408	5,326	61.0%
非木造	4,176	3,696	480	472	8	0	4,176	100%
合 計	12,910	8,470	4,440	963	69	3,408	9,502	73.6%

※ 平成 25 年住宅土地統計調査を基に算出（後述）

参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の区分について（新耐震基準について）

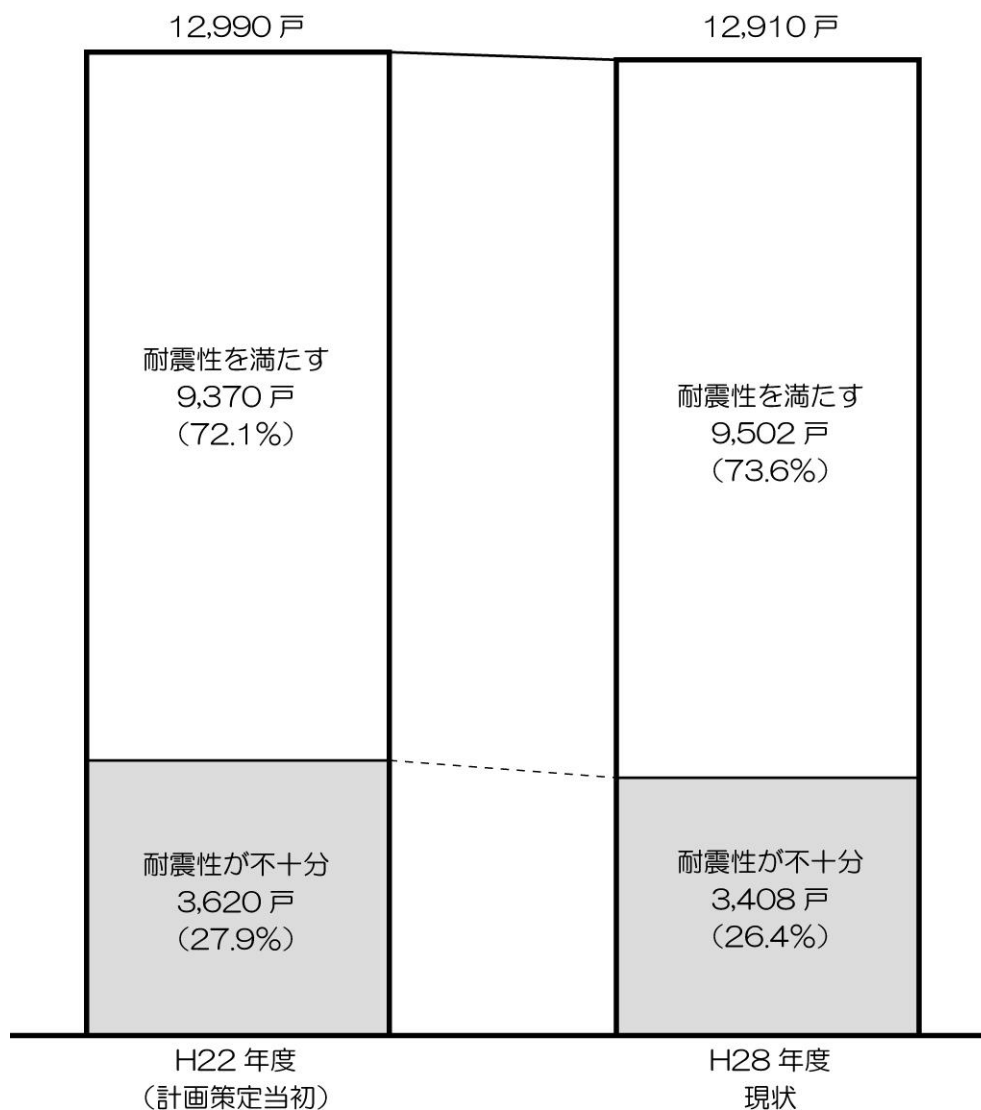
現在の耐震基準の原型は昭和 56 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

本計画では、この「新耐震基準」に沿って建てられた昭和 57 年以降の建築物は、全壊・全半壊率が低いため（17 ページ参照）耐震性を有するものとし、昭和 56 年以前と 57 年以降を区分しています。

b. 平成 22 年度との比較

平成 22 年度に策定された「留萌市耐震改修促進計画」では、平成 27 年度までに住宅の耐震化率を 90%とすることを目標としていましたが、平成 22 年度（計画当初）の耐震化率 72.1%から平成 28 年度で 73.6%と微増にとどまっています。

図 2-14 住宅の耐震化の状況



※ 平成 25 年住宅・土地統計調査にも基づく平成 28 年度現在の住宅数の推計

平成 25 年住宅・土地統計調査によると、留萌市の住宅数（居住する住宅のうち、建設年不詳除く）は平成 25 年 9 月時点で 10,200 戸です。このうち、昭和 56 年以前建設が 3,641 戸、昭和 57 年以降建設が 6,559 戸と推計されます。

①H25 住宅土地統計調査（構造別・建設年別）

	木造	非木造	合計
～S45 年	1,070 10.5%	70 0.7%	1,140 11.2%
S46～55	1,970 19.3%	250 2.5%	2,220 21.8%
S56～H2 年	1,770 17.4%	1,040 10.2%	2,810 27.5%
H3～H7	730 7.2%	750 7.4%	1,480 14.5%
H7～H12 年	550 5.4%	450 4.4%	1,000 9.8%
H13～H17 年	410 4.0%	580 5.7%	990 9.7%
H18～H22 年	290 2.8%	160 1.6%	450 4.4%
H23～H25 年9月	110 1.1%	0 0.0%	110 1.1%
合計	6,900 67.6%	3,300 32.4%	10,200 100.0%

②S56 以前、S57 以降に案分

	木造	非木造	合計
～S56	3,217 31.5%	424 4.2%	3,641 35.7%
S57～	3,683 36.1%	2,876 28.2%	6,559 64.3%
合計	6,900 67.6%	3,300 32.4%	10,200 100.0%

※S56～H2 年の 2,810 戸について、S56 年と S57～H2 年に案分した。

構造・建設年の構成比を踏まえて、平成 25 年住宅・土地統計調査による空家等を含めた留萌市の住宅総数である 12,970 戸に変換します。

③総数を 12,970 戸に変換

	木造	非木造	合計
～S56	4,091 31.5%	539 4.2%	4,630 35.7%
S57～	4,683 36.1%	3,657 28.2%	8,340 64.3%
合計	8,774 67.6%	4,196 32.4%	12,970 100.0%

※12,970 戸：H25 住宅・土地統計調査の住宅総数（建設年不詳・空き家含む）

昭和 56 年以前の住宅 4,630 戸のうち、耐震性を有する住宅と耐震改修を実施した住宅を設定します。

④昭和 56 年以前の住宅について耐震性を有する住宅と耐震改修を実施した住宅を設定

	～S56	耐震性あり ※1	耐震改修実施 ※2	耐震性不十分
木 造	4,091	491	61	3,539
非木造	539	480	8	51
合 計	4,630	971	69	3,590

※1 耐震性あり：木造…S56 以前の 12%、非木造…S56 以前の 89%（H22 年度と同様）

※2 耐震改修実施：S56 以前の 1.5%（H22 年度と同様）

平成 25 年 10 月～平成 28 年 3 月までに新築・滅失された住宅数を加えた数値を平成 28 年度の住宅数とします。

新築数については、建築統計年報によると直近 5 年（平成 21～25 年）の平均住宅新設戸数がである 53.8 戸／年であることを踏まえて、平成 25 年 10 月～平成 28 年 3 月までに 130 戸新築されたと想定します。

滅失数については、平成 25 年 10 月～平成 28 年 3 月までの除却届出数を用いることとし、190 戸が滅失されたと想定し、これらは原則、昭和 56 年以前の耐震性が不十分な住宅とします。

以上から、平成 28 年度の住宅数は 12,910 戸となります。

⑤新築・除却数を勘案して H28 時点の戸数を算出

	木造	非木造	合計
～S56 (H25 からの増減)	3,960 (-131) 38.8%	480 (-59) 4.7%	4,440 (-190) 43.5%
S57～ (H25 からの増減)	4,774 (91) 46.8%	3,696 (39) 36.2%	8,470 (130) 65.6%
合計	8,734 85.6%	4,176 40.9%	12,910 126.6%

※新築数 130 戸については、H25 住宅・土地統計調査の H18 年以降に建設された住宅の木造・非木造比率（木造：非木造＝400 戸：160 戸＝7：3）を用いて、木造・非木造数を設定した。

（参考）新設住宅建設状況の推移

（単位：戸）

	合計	持ち家	注文	分譲	貸家	給与住宅
H18 年度	88	37	32	5	51	0
H19 年度	147	40	39	1	107	0
H20 年度	48	22	21	1	18	8
H21 年度	47	17	17	0	30	0
H22 年度	47	15	15	0	31	1
H23 年度	97	27	27	0	70	0
H24 年度	36	18	18	0	18	0
H25 年度	42	22	21	1	18	2
H18-25 平均	69.0	24.8	23.8	1.0	42.9	1.4
H21-25 平均	53.8	19.8	19.6	0.2	33.4	0.6

資料：各年建築統計年報

(参考) 住宅除却戸数の推移

(単位: 戸)

	木造	その他	除却戸数
H23.4月～	36	21	57
H24	36	2	38
H25	46	47	93
H26	50	13	63
H27	49	31	80
～H28.3月	8	0	8
合計	225	114	339
H25.10月以降 再掲	131	59	190

資料: 市調べ

図 2-15 耐震性を有する住宅推計

昭和57年以降 8,340戸 (64.3%)		耐震性を満たす 9,380戸 (72.3%)		耐震性を満たす 9,502戸 (73.6%)
昭和56年以前 4,630戸 (35.7%)	木造 12% (491戸) 非木造 89% (480戸) 耐震改修 1.5% (69戸)	耐震性が不十分 3,590戸 (26.7%)	130戸新築 190戸減失	耐震性が不十分 3,408戸 (26.4%)
住宅・土地統計調査 (12,970戸)		推計値 (H25)		現状(H28) (12,910戸)

（２）特定建築物の耐震化の現状

a. 耐震化の現状

特定建築物は、耐震改修促進法第 14 条の第 1 号から 3 号までに以下のように分類されています。

法第 14 条第 1 項に規定する多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）は、市内に 95 棟あります。

法第 14 条第 2 項に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（以下、「危険物貯蔵等建築物」という。）は、市内に 28 棟（建築年不明 1 棟を含む）あります。

法第 14 条第 3 項に規定する地震時に通行を確保すべき沿道建築物（以下「避難路沿道建築物」という。）は、市内に 24 棟（多数利用建築物に該当するものを除く）あります。

表 2-6 特定建築物の範囲

区分	内容
多数利用建築物	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
危険物貯蔵等建築物	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
避難路沿道建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

表 2-7 市内の特定建築物

	総数	S56 年以前建設	S57 年以降建設
多数利用建築物	95	36	59
うち公共建築物	49	18	31
うち民間建築物	46	18	28
危険物貯蔵施設	28※	6	21
避難路沿道建築物	24	6	18
合計	147	48	98

※危険物貯蔵施設は建築年不明 1 棟を含む。

b. 多数利用建築物

留萌市の多数利用建築物は 95 棟あり、耐震化の状況をみると、昭和 57 年以降建設が 59 棟、昭和 56 年以前建設のうち耐震性がある建築物が 14 棟あるため、耐震化率は 76.8%です。

所有別に耐震化率をみると、公共建築物が 91.8%、民間建築物が 60.9%となっています。

表 2-8 多数利用建築物の用途別耐震化状況

所有	用途	a.S56 年以前		c.S57 年以降	d.総数	e.耐震化率 (b+c)/d
			b.うち耐震性あり			
公共	学校※	4	2	6	10	80.0%
	体育館	1			1	0.0%
	運動施設			1	1	100.0%
	共同住宅・寄宿舎	12	12	23	35	100.0%
	老人福祉センター等			1	1	100.0%
	庁舎	1			1	0.0%
公共 小計		18	14	31	49	91.8%
民間	病院、診療所	1		3	4	75.0%
	百貨店等の物品販売業を営む店舗	4			4	0.0%
	ホテル、旅館			2	2	100.0%
	賃貸住宅、寄宿舎、下宿	5		20	25	80.0%
	事務所	5			5	0.0%
	遊技場	1			1	0.0%
	工場	2		3	5	60.0%
民間 小計		18	0	28	46	60.9%
合計		36	14	59	95	76.8%

※学校については、体育館を含めた 1 施設を 1 棟としている。

平成 22 年度に策定された「留萌市耐震改修促進計画」では、平成 27 年度までに多数利用建築物の耐震化率を 90%とすることを目標としていましたが、平成 22 年度（計画当初）の耐震化率 63%から平成 28 年度で 76.8%にとどまっています。

図 2-16 多数利用建築物の耐震化の状況

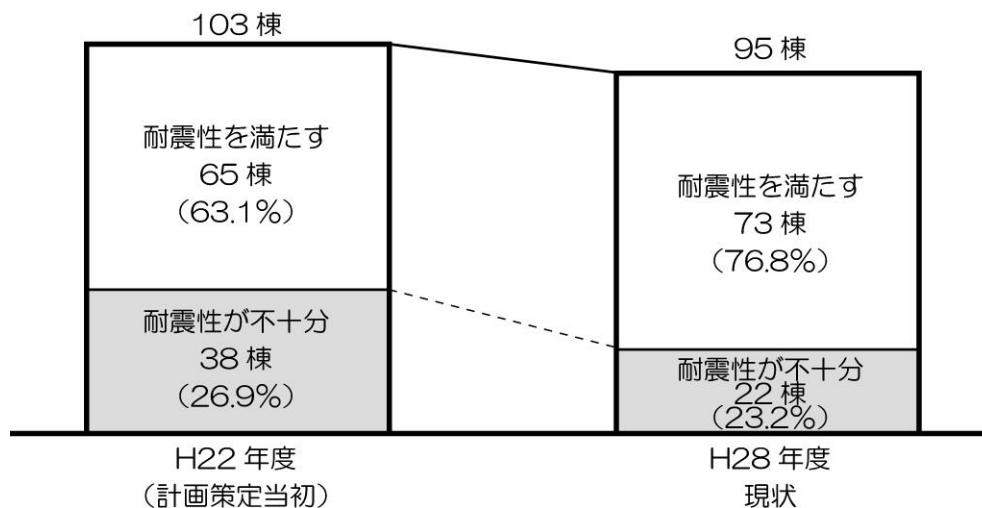


表 2-9 多数利用建築物となる要件

用途		多数利用建築物（法第 14 条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 （屋内運動場の面積を含む。）
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会所、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
事務所		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

c. 危険物貯蔵等建築物

留萌市の危険物貯蔵等建築物は 28 棟となっており、そのうち公共所有の建築物が 1 棟、民間所有の建築物が 27 棟となっています。

表 2-10 危険物貯蔵等建築物の状況

(単位：棟)

種 別	屋外タンク貯蔵所	給油取扱所（営業用）	給油取扱所（自家用）	合 計
公 共			1	1
民 間	4	9	14	27
合 計	4	9	15	28

平成 28 年 8 月 31 日現在（※公共施設のうち、国、道の施設を除く）

表 2-11 危険物貯蔵等建築物の耐震化状況

a.S56 年以前	b.S57 年以降	c.建築年不明	d=a+b+c.合計	e=b/(a+b)耐震化率
6	21	1	28	78%

表 2-12 危険物貯蔵等建築物となる要件

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5万個 500km 2 t 10 t 5 t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三（次ページ参照）の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	可燃性固体類 30 t
④ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類 20 m ³
⑤ マッチ	300 マッチトン※
⑥ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2 万 m ³
⑦ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑧ 液化ガス	2,000 t
⑨ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t
⑩ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t

※マッチトン：マッチの計量単位で、1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で 7,200 個

(参考) 危険物の規制に関する政令別表第三

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	50 kg
		第二種酸化性固体	300 kg
		第三種酸化性固体	1,000 kg
第二類	硫化りん		100 kg
	赤りん		100 kg
	硫黄		100 kg
		第一種可燃性固体	100 kg
	鉄粉		500 kg
		第二種可燃性固体	500 kg
	引火性固体		1,000 kg
第三類	カリウム		10 kg
	ナトリウム		10 kg
	アルキルアルミニウム		10 kg
	アルキルリチウム		10 kg
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10 kg
	黄りん		20 kg
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50 kg
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300 kg
第四類	特殊引火物		50 ℓ
	第一石油類	非水溶性液体	200 ℓ
		水溶性液体	400 ℓ
	アルコール類		400 ℓ
	第二石油類	非水溶性液体	1,000 ℓ
		水溶性液体	2,000 ℓ
	第三石油類	非水溶性液体	2,000 ℓ
		水溶性液体	4,000 ℓ
	第四石油類		6,000 ℓ
	動植物油類		10,000 ℓ
第五類		第一種自己反応性物質	10 kg
		第二種自己反応性物質	100 kg
第六類			300 kg

d. 避難路沿道建築物

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。

- ・幅員 12m 以下の場合 6m + 前面道路までの水平距離
- ・幅員 12m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

留萌市の避難路沿道建築物は 24 棟（多数利用建築物に該当するものを除く）あり、全て民間建築物です。内訳は昭和 56 年以前建設が 6 棟、昭和 57 年以降建設が 18 棟であり、耐震化率は 75% となっています。

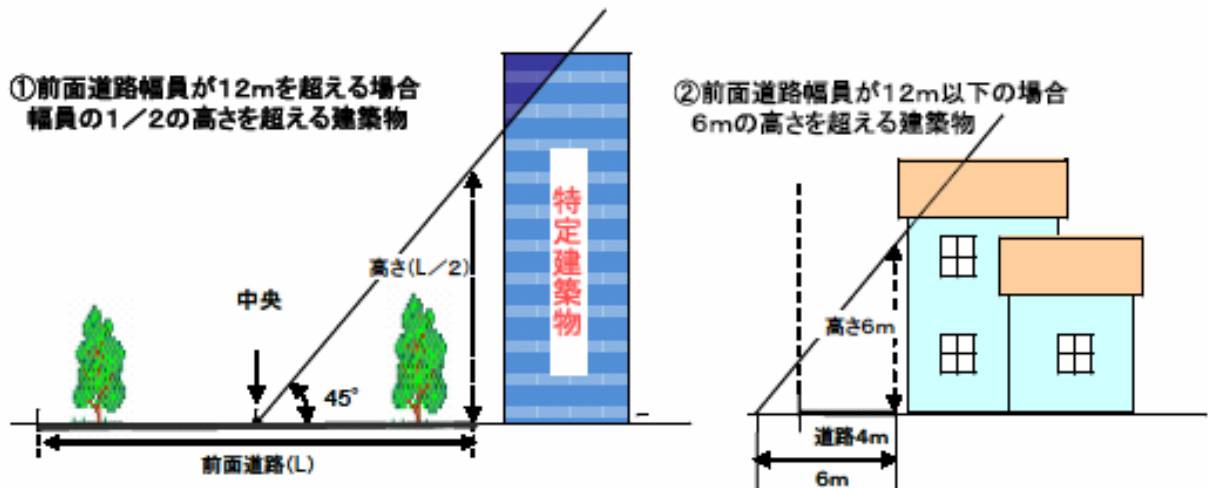
表 2-13 避難路沿道建築物の耐震化状況

a.S56 年以前	b.S57 年以降	c.総数	d.耐震化率 (b/c)
6	18	24	75%

※全て民間建築物

平成 22 年度（計画当初）の耐震化率 70% から平成 28 年度で 75% と微増にとどまっています。

（参考）避難路沿道建築物の高さの考え方



(3) 市が所有する公共建築物の耐震化の状況

留萌市が所有する公共建築物の耐震化状況をみると、380 棟のうち、昭和 57 年以降の建設が 174 棟、また、昭和 56 年以前建設のうち、耐震性がある建築物が 155 棟で、耐震化率は 86.6%となっています。

表 2-14 市が所有する公共建築物の耐震化状況

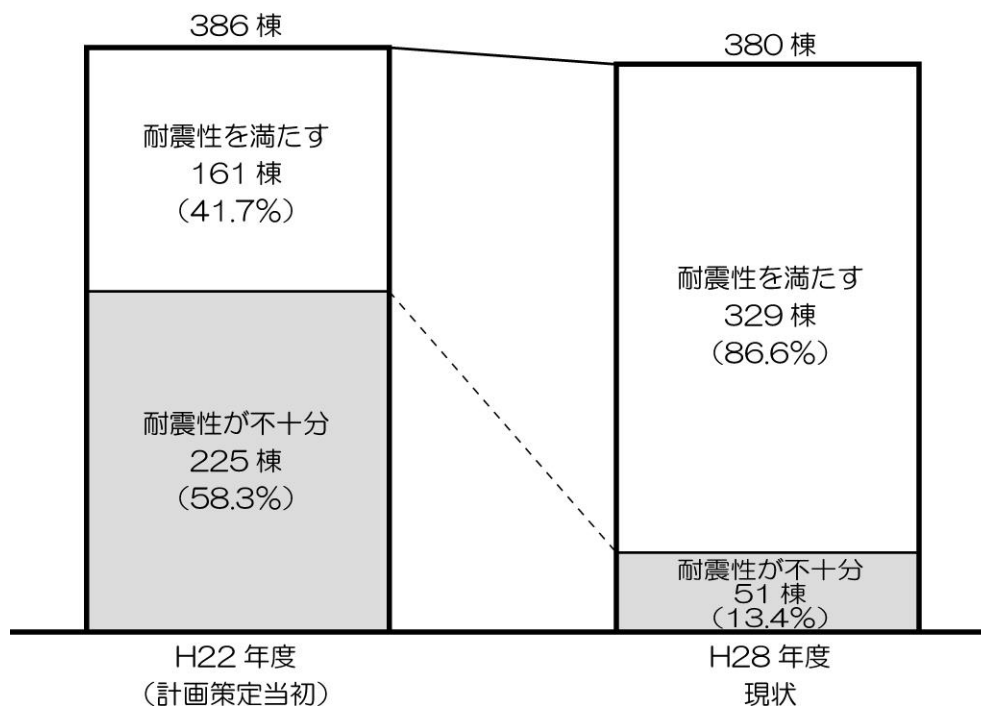
(単位：棟)

大分類	中分類	a.S56 以前	b.うち耐震性あり	c.S57 以降	d=a+c. 総数	e=(b+c)/d 耐震化率
市民文化系施設	集会施設	9	1	8	17	52.9%
小計		9	1	8	17	52.9%
社会教育系施設	図書館	0	0	1	1	100.0%
	博物館等	0	0	1	1	100.0%
小計		0	0	2	2	100.0%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	5	4	6	11	90.9%
小計		5	4	6	11	90.9%
産業系施設	産業系施設	6	1	1	7	28.6%
小計		6	1	1	7	28.6%
学校教育系施設	学校	25	13	23	48	75.0%
	その他教育施設	0	0	1	1	100.0%
小計		25	13	24	49	75.5%
子育て支援施設	幼児・児童施設	1	1	6	7	100.0%
小計		1	1	6	7	100.0%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	0	0	1	1	100.0%
	児童福祉施設	1	0	0	1	0.0%
	保健施設	0	0	2	2	100.0%
	その他社会福祉施設	3	0	0	3	0.0%
小計		4	0	3	7	42.9%
行政系施設	庁舎等	2	0	1	3	33.3%
	消防施設	1	1	0	1	100.0%
	その他行政系施設	13	8	9	22	77.3%
小計		16	9	10	26	73.1%
公営住宅	公営住宅	114	114	46	160	100.0%
小計		114	114	46	160	100.0%
公園	公園	0	0	14	14	100.0%
小計		0	0	14	14	100.0%
供給処理施設	供給処理施設	1	1	7	8	100.0%
小計		1	1	7	8	100.0%
下水道施設	下水道施設	0	0	5	5	100.0%
小計		0	0	5	5	100.0%
その他	その他	25	11	42	67	79.1%
小計		25	11	42	67	79.1%
合計		206	155	174	380	86.6%

※倉庫、物置、バス停留所、トイレ等を除く

平成 22 年度（計画当初）の耐震化率 41.7%から平成 28 年度で 86.6%と耐震化率が大幅に向上しています。

図 2-17 市が所有する公共建築物の耐震化状況



第3章 平成 32 年度を目処とした耐震化の目標

国の基本方針においては、平成 32 年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも 95%にすることを目標としています。

道においても、国と同様に住宅及び多数利用建築物の耐震化率を、平成 32 年度までに少なくとも 95%にすることを目標としています。道内における住宅及び多数利用建築物が 95%になることにより、想定地震に基づく全壊棟数は約 66%、全半壊棟数は約 61%減少すると推計されています（被害想定調査が終了した 6 振興局平均）。

留萌市においても、国や道計画との整合性を図り、住宅及び多数利用建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%と定め、より一層の耐震化の促進に取り組みます。

図 3-1 耐震化率目標の考え方

		〔計画当初〕	〔現 況〕	〔H32耐震化率目標〕
国	住 宅	75%	82% (H25)	95%
	多数利用建築物	75%	85% (H25)	95%
道	住 宅	76%	87% (H27)	95%
	多数利用建築物	78%	93% (H27)	95%
留萌市	住 宅	72%	74% (H28)	95%
	多数利用建築物	63%	77% (H28)	95%

1 住宅における必要耐震改修戸数

平成 28 年度から平成 32 年度にかけての住宅総数は、これまでの新築・滅失傾向を踏まえて設定します。

昭和 57 年以降の住宅は平成 32 年までに滅失しないものとし、平成 29 年～32 年度の 4 年間で 220 戸※1 増加するものとしします。

滅失する住宅は全て昭和 56 年の住宅のうち、耐震性を持たないものと想定し、4 年間で 270 戸減少するものとしします。

以上から平成 32 年度の住宅数は 12,860 戸と設定します。

将来戸数 12,860 戸のうち、95%が耐震性を有するためには、12,217 戸（12,860 戸×0.95）以上の住宅が耐震性を有する必要があります。

よって、平成 32 年までの 4 年間で約 2,495 戸（年間約 624 戸）の耐震改修が必要となります（12,217 戸－8,690 戸－963 戸－69 戸＝2,495 戸）。

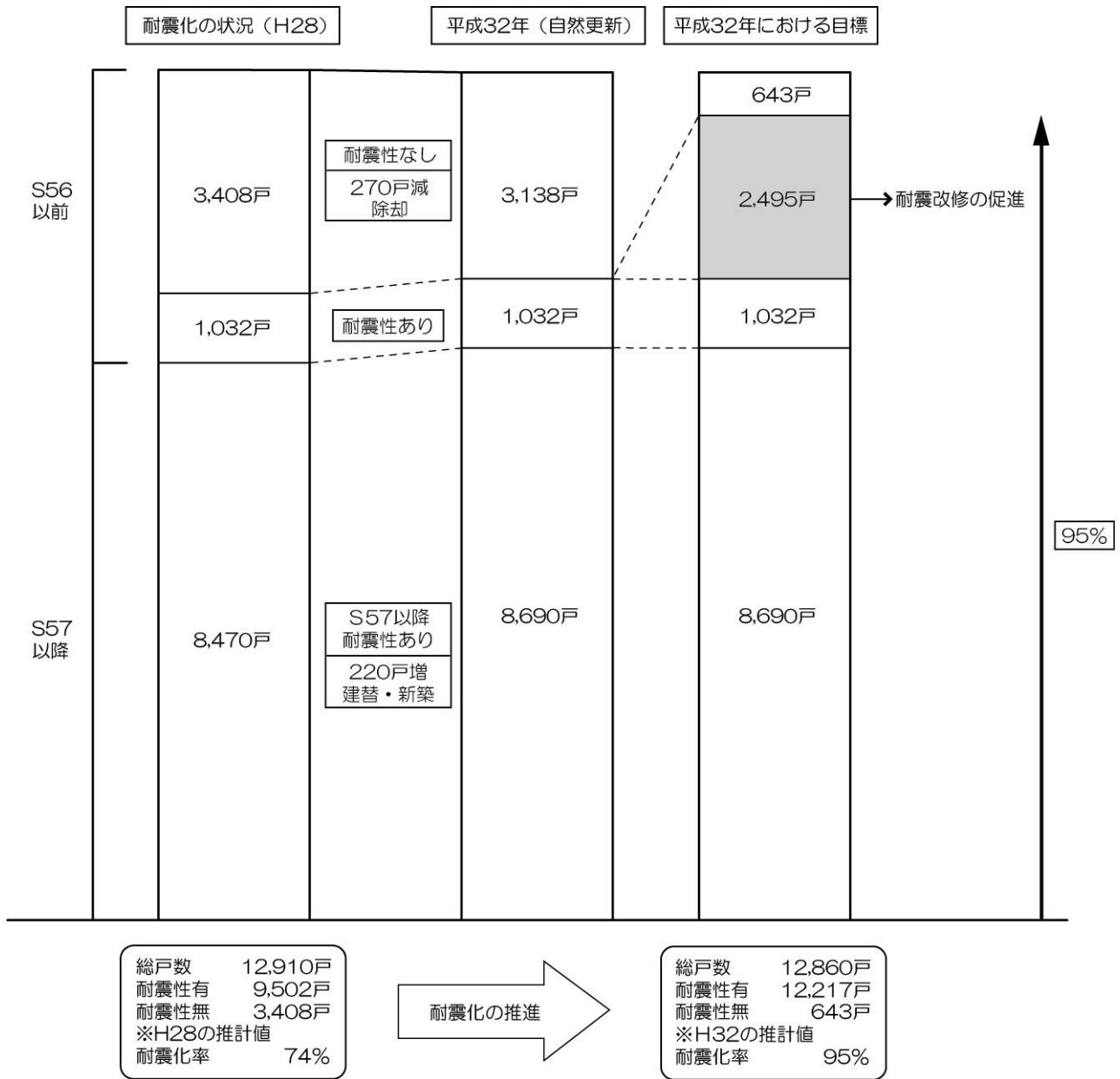
表 3-1 住宅の必要耐震改修戸数

	H28 年度	4 年間の 増減	H32 年度 (自然更新)	耐震化 必要戸数	H32 年度 (目標)
S56 以前建設	4,440	-270	4,170		4,170
耐震性あり	963		963		963
耐震性改修実施	69		69	2,495	2,564
耐震性不十分	3,408	-270	3,138	-2,495	643
S57 以降建設	8,470	220※1	8,690		8,690
合計	12,910	-50	12,860		12,860
耐震性満たす	9,502		9,722		12,217
耐震化率	74%		76%		95%

※1 建築統計年報における H21-25 年度平均が 53.8 戸／年であることを勘案して 4 年間で 220 戸新築したと設定。（32 ページ参照）

※2 H23-27 年度の住宅除却届出件数平均が 67.8 戸／年であることを勘案して 4 年間で 270 戸滅失したと設定。（33 ページ参照）

図 3-2 住宅の必要耐震改修戸数



2 多数利用建築物における必要耐震改修戸数

平成 28 年度時点で多数利用建築物は 95 棟あり、そのうち 22 棟の耐震性が不十分となっています。

目標である耐震化率 95%を達成するためには、22 棟のうち 18 棟の耐震化が必要となります。

市が所有する公共施設のうち、耐震性が不十分である建築物は 4 棟あるため、これらの耐震化の促進を進めるとともに、民間建築物の所有者に対しても耐震化を促します。

図 3-3 多数利用建築物の必要耐震改修戸数

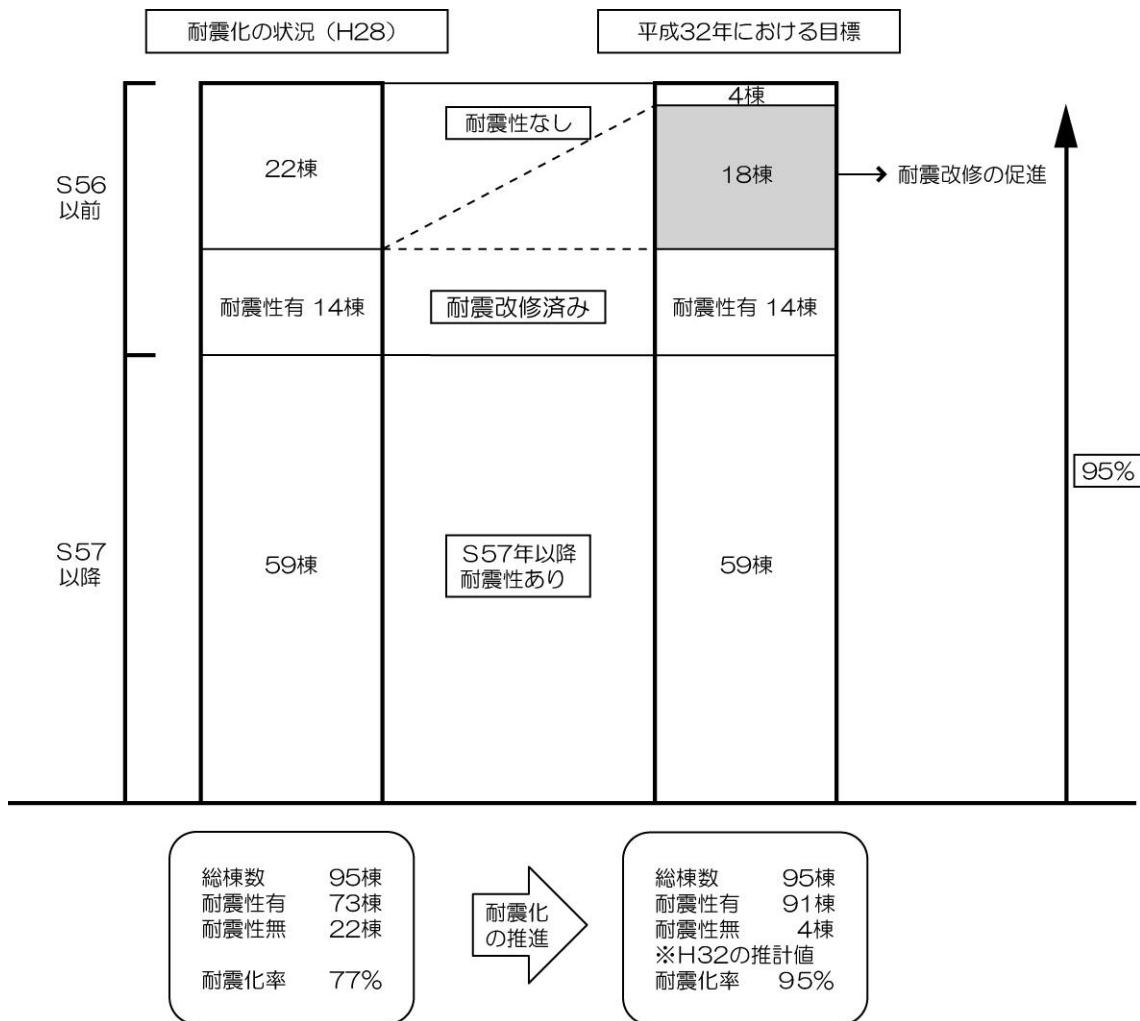


表 3-2 公共施設における耐震性が不十分な施設一覧

施設名称	延床面積	階数	竣工年 西暦	耐震診断	耐震補強
沖見小学校	5,128.02	3	1981	実施済み	未実施
潮静小学校	2,215.80	2	1979	実施済み	H29 年度実施予定
留萌市民センター	2,688.64	2	1973	未実施	未実施
市役所本庁舎	3,802.10	3	1962	未実施	未実施

第4章 耐震化の促進に向けた取り組み方針

1 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

市庁舎、学校及び児童館等の公共施設が、地震などにより被災すると、利用者等の安全確保、市民等の避難及び物資の供給等に支障をきたすことになります。

また、防災の拠点や避難所等が被災することにより、市民等の不安心理が急速に膨らみ、混乱を助長するおそれがあります。

このような施設においては、今後、個別整備計画の策定を行い、整備計画に基づき、計画的に耐震性の向上を図ります。

2 災害に強いまちづくりの推進

大規模な地震が発生した時は、古い木造建物が密集していれば、建物倒壊や同時多発火災等により被害が甚大となる危険性があります。

市は、留萌開発建設部及び北海道留萌振興局留萌建設管理部と協力し、災害による被害を最小限にとどめるため、地域の災害特性を考慮した都市防災化事業の推進や都市施設整備（道路、橋梁、港湾等）など、災害に強いまちづくりを推進します。

（1）地域性を考慮した都市防災化の推進

市は、まちづくりの変遷や災害履歴等について把握し、災害の地域特性を考慮した開発行為・土地利用の規制等を行い、災害に強いまちづくりを推進します。

a. 開発行為・土地利用の規制

宅地造成等の開発行為については、急傾斜地崩壊危険区域やがけ崩れ、溢水のおそれのある土地を宅地造成等の区域に含めないよう指導するとともに、開発行為の許可にあたっては、都市計画法や宅地造成等規制法に規定する技術基準に基づいて、がけ崩れ、土砂の流出及び溢水による災害発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導します。

また、用途地域や臨港地区等の地域地区の適切な指定や、地区計画の活用により、市街地における住宅と工場等の危険物取扱施設の混在の解消を図り、災害時における住宅地の安全性を向上させます。

更に、防火地域又は準防火地域を適切に指定し、商業地域等の火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図ります。

b. 中高層建築物の安全化

中高層建物の施設管理者は、平常時及び災害時における建物と居住者、市民等の安全を確保するため、市（都市環境部、消防本部）による耐震改修促進法や消防法に基づく、検査・指導を受け、不燃化・耐震化の推進と火災予防の徹底を図ります。

（２）災害に強い都市施設整備

市は、留萌開発建設部及び北海道留萌振興局留萌建設管理部と協力し、各管理施設において、避難、救援及び消防活動等に重要な役割を果たす道路・橋梁等のほか、津波被害や洪水の防御に必要な河川や海岸施設、物資や避難者の大量輸送等に必要な港湾施設、学校や公園等の避難防火施設の維持・補修に努め、都市施設整備を推進します。

a. 道路や橋梁の維持・補修

市（都市環境部）は、留萌開発建設部及び北海道留萌振興局留萌建設管理部と協力し、各管理施設（道路・橋梁）について、平常時の維持・補修、拡幅・改良を推進します。

b. 下水道及び河川の整備

市（都市環境部）は、留萌開発建設部及び北海道留萌振興局留萌建設管理部と協力し、各管理施設において、洪水や津波による浸水を防止する下水道、河川について、その拡充及び改修を推進します。

c. オープンスペースの活用と防災機能を備えた公園・緑地の整備

公共施設等のオープンスペースや公園・緑地は、地震などによる災害が発生した時は、避難所や避難場所、ヘリポート等として活用されるとともに、火災による延焼拡大を防止するなどの役割を果たします。

このため、これらの施設管理者は、施設の耐震・耐火構造化を推進するとともに、防災機能を備えた公園・緑地の整備を推進します。

3 地域における取り組み方針

市は、地震などによる災害に備え、市民一人ひとりが参加する自主防災組織活動の推進、市職員や防災関係機関職員、市民や事業所に対する防災知識の普及・啓発、ボランティアの育成支援等を実施し、市や防災関係機関、市民、事業所等が一体となった災害に強い、組織・ひとづくりを推進します。

(1) 自主防災組織の育成・支援

市は、地域住民が地域の防災活動を行えるよう、市民一人ひとりが参加する自主防災組織の活動と組織の育成を支援し、災害発生時の被害の防止又は被害を最小限にとどめるよう努めます。

a. 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、次のとおりです。

平常時	①防災知識の普及 ②防災訓練の実施 ③災害危険箇所等の把握 ④災害時要援護者（高齢者・障がい者等）の把握 ⑤防災用資機材の整備・点検
災害時	①被害情報の収集・伝達 ②出火の防止及び初期消火 ③救出・救護活動及び応急手当の実施 ④避難情報の周知徹底・避難誘導 ⑤給食・救護物資の配布及びその協力

b. 事業所の活動

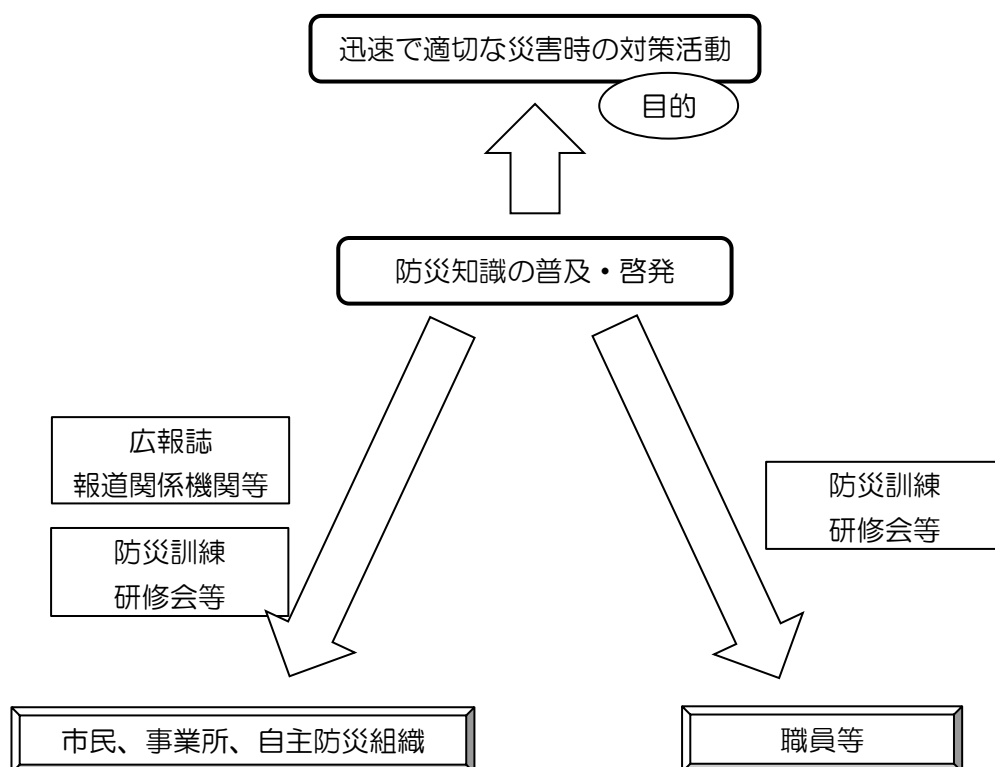
事業所は、災害発生時には自衛消防隊を活用するなどにより従業員や利用者等の安全の確保を図るとともに、地域の災害を最小限にとどめるよう、防災活動に協力するものとしします。

①所管施設の迅速な復旧 ②従業員や利用者等の安全の確保 ③被害状況の把握、被害の拡大防止、二次災害の防止 ④防火対象物における消防計画の作成 ⑤避難等の応急活動への協力 ⑥消火、通報及び避難訓練の実施

(2) 防災知識の普及・啓発

市（総務部、消防本部）は、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災関係機関と協力して広報活動や各種防災訓練を実施し、市職員、市民、事業所及び自主防災組織に対して防災知識の普及・啓発を行います。

また、市、防災関係機関、市民、事業所及び自主防災組織は、効果的な災害応急対策の実施を図るため、災害に関する基礎知識や災害対策について、自ら習得に努めるものとしします。



a. 職員に対する防災教育

市職員は、研修会等を活用し、災害に関する基礎知識や予防・応急・復旧対策活動等、防災活動全般について学び、各災害対策部・班それぞれが、実施すべき事項の把握に努めます。

重点事項	①防災関係職員としての心構え ②災害に関する基礎知識 ③市の災害に対する危険度と地域特性の把握 ④予防・応急・復旧対策活動の概要と時系列による整理 ⑤各災害対策部の役割分担と非常配備の対応内容 ⑥災害情報の収集・伝達の方法
------	--

b. 市民及び事業所に対する防災知識の普及

市（総務部、消防本部）は、市民及び事業所への防災教育については、防災講演会の実施や防災展の開催、更には、防災広報や新聞などの報道機関等を通じて、災害時の混乱をできるだけ回避し、的確な判断や行動がとれるよう知識の普及を図ります。

重点事項	①災害に関する基礎知識 ②警戒情報と避難勧告・指示に関する事項 ③生活必需品の備蓄 ④防災安心情報（避難所、避難場所等）に関する案内 ⑤災害情報等の入手方法 ⑥救助・救護及び救命措置に関する基礎知識と心構え ⑦災害弱者への配慮
------	---

(3) 防災訓練の実施

市、防災関係機関及び自主防災組織は、市民等の協力を得て、各種の防災訓練を行うものとし、

また、日頃の研修等から得られた防災知識を基に、災害時に迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、繰り返し訓練を重ねるとともに、防災訓練実施後に、訓練内容についての検証を行い、その問題点を協議し、応急対策活動の充実を図るものとし、

【各種防災訓練】

1 地域防災訓練

自主防災組織（町内会等）や周辺住民一人ひとりが積極的に参加し、警察や消防関係機関の協力の基に、消火訓練、応急救護、避難等の基本的な訓練を行います。また、この訓練により、地域の防災に対する意識の高揚やコミュニティの連携の強化を図ります。

【訓練項目】 ①初期消火訓練 ③避難・誘導訓練 ⑤高齢者や障がい者の把握
②応急救護訓練 ④炊き出し訓練 ⑥その他

2 留萌市及び防災関係機関の訓練

留萌市や防災関係機関は、各機関との連携を図り、災害発生前の情報収集体制や災害直後の職員の混乱や初動・動員体制の遅れを最小限にとどめ、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、非常参集や災害通信連絡訓練等を行います。この訓練により、留萌市の災害対策本部をはじめとする各本部の機能強化を図ります。

【訓練項目】 ①災害対策本部の設置・運営 ④非常参集訓練 ⑦消防訓練
②災害通信連絡訓練 ⑤避難救助訓練 ⑧図上訓練
③報道関係機関との連携 ⑥水防訓練 ⑨その他

3 事業所・施設等における訓練

事業所や学校・病院・社会福祉施設等は、避難・誘導、救助等の定期的な訓練を実施します。

【訓練項目】 ①消火訓練 ④救助救出訓練
②通報訓練 ⑤その他
③避難・誘導訓練

4 応援協定に基づく訓練

協定締結先と応援の実施についての訓練を行います。

協力・支援・団結

5 防災総合訓練

大地震や津波の発生または大火の発生を想定し、留萌市や自衛隊、警察、医師会等の各防災関係機関や各施設管理者、一般市民をはじめとする自主防災組織やボランティア等は各種防災訓練を生かし、防災総合訓練を実施します。また、この訓練により災害時における協力・支援体制を確立し、一致団結して実践的な応急災害対策活動の実現を図ります。

【訓練項目】 ①災害対策本部の設置・廃止 ④炊き出し訓練 ⑦各種事故処理訓練
②災害通信連絡訓練 ⑤応援部隊の要請 ⑧その他
③消火訓練 ⑥交通規制

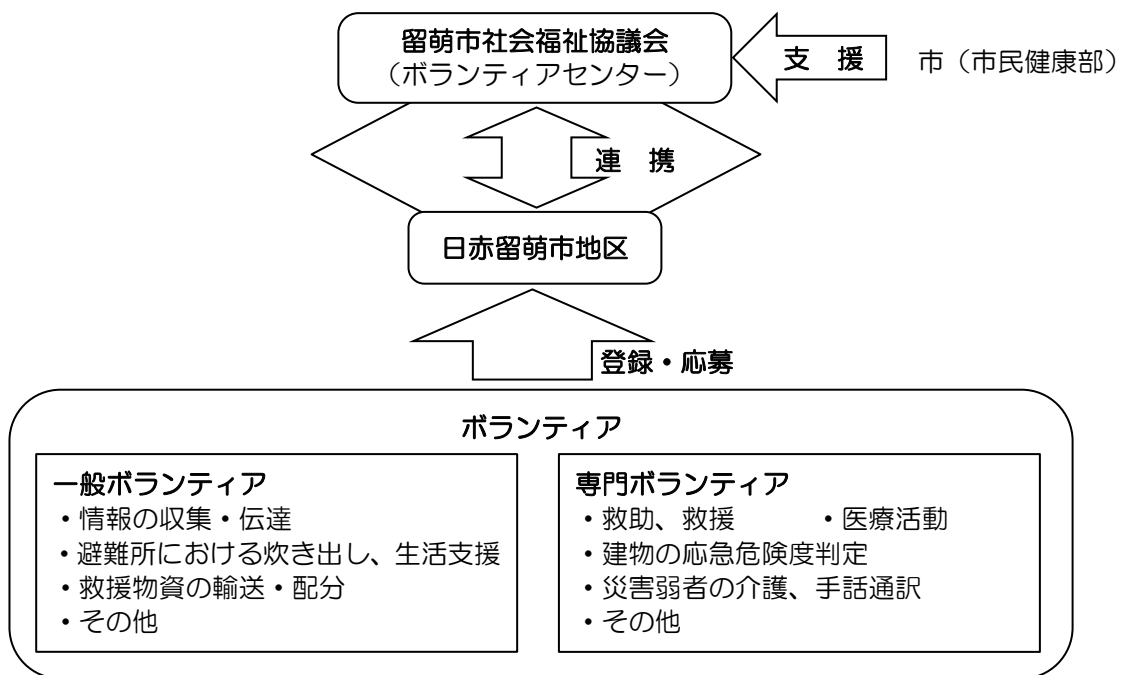
(4) ボランティアの育成及び活動環境の整備

大規模な地震などが発生し、多くの被災者がでたときは、被災者の生活の早期回復には、各種ボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、ボランティアの受入体制を整備することが必要です。

市（市民健康部）は、留萌市社会福祉協議会、日赤留萌市地区の協力を得て、ボランティア登録・申請窓口の設立、ボランティアセンターの設置・運営、ボランティアコーディネーター等の養成等を実施し、ボランティア活動の推進を図ります。

a. ボランティア登録・申請窓口

留萌市社会福祉協議会は、日赤留萌市地区の協力、市（市民健康部）の支援を得て、平常時からボランティアの受入体制を確立します。



b. ボランティアセンターの設置・運営

留萌市社会福祉協議会及び日赤留萌市地区は、ボランティアセンターを設置し、広報・啓発、養成・研修、連絡調整等を実施し、ボランティア活動の推進を図ります。

c. ボランティアコーディネーター

留萌市社会福祉協議会及び日赤留萌市地区は、ボランティアコーディネーター、ボランティアリーダーを養成し、効果的なボランティア活動の実施を図ります。

ボランティア コーディネーターの 活動	①ボランティアと高齢者・障がい者等の要援護者との連絡調整 ②ボランティア活動に関する助言・相談 ③ボランティアの発掘・登録・斡旋活動等
---------------------------	---

d. 防災訓練等への参加

市（市民健康部）は、平常時からボランティア関係団体とのコミュニケーションを図り、防災訓練等へ参加させるなど、災害時の効果的な活動を推進します。

e. ボランティア団体の組織及びネットワークの整備

市（市民健康部）、留萌市社会福祉協議会及び日赤留萌市地区は、ボランティアの自主性を尊重した組織づくりを推進します。

また、災害時においてボランティア関係団体が連携しながら円滑かつ効果的な防災ボランティア活動の実施を図るため、ボランティア関係団体等の連絡調整を行うなど、ネットワークの整備を推進します。

第5章 耐震化に向けた施策

1 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断・改修を図るための支援

平成 32 年度までに住宅の耐震化率 95%を達成するためには、年間約 620 戸のペースで耐震改修を推進する必要があります。

住宅の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきことですが、費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断・耐震改修を促進するため、所有者への支援を検討します。

a. 耐震診断の実施

住宅の耐震化を進める上で、まず耐震診断をする必要があります。耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで防災上の意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。

耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断があります。簡易診断は行政や関係機関が一般向けに普及しているものであり、所有者自身が手順に従って診断できる方法です。また、一般診断は通常、建築士・工務店などの専門家が有料で現地調査を行って老朽度や壁量などから必要な耐力を判定するものです。

北海道では、道民に対して適切な情報提供と耐震化に関する意識啓発を行うことを目的に戸建て木造住宅を対象に各（総合）振興局において無料診断業務を実施しています。耐震診断の結果、耐震性に疑義があると判断された所有者等に対しては、（社）北海道建築設計事務所協会で実施している有料相談やホームページ等による耐震診断技術者情報などの情報提供を行い、より詳細な診断を進めることとしています。

表 5-1 各（総合）振興局における戸建て木造住宅無料耐震診断の概要

対象住宅	・ 2 階建て以下で延べ床面積が 500 平方メートル以下の木造戸建て住宅 ・ 申請者が当該戸建て住宅を所有又は居住していること ・ 建築年次は問わない
診断方法	・ 財団法人日本建築防災協会の診断ソフト（一般診断法）を使用 ・ 現地調査は行わず、住宅の状況については図面と申請者からの申告により判断 ・ 診断結果は 1 週間程度
耐震診断の窓口	・ 各（総合）振興局建設指導課において、月 1 回程度耐震診断窓口を開設し、耐震診断を実施
必要資料	・ 住宅の図面（仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの）

b. 住宅の耐震改修に係る費用の助成

道内では、平成 27 年 12 月現在、89 市町村が耐震改修に対する補助制度を設けて、耐震化の促進を図っています。

留萌市においては現在、耐震改修に係る補助制度は設けておりませんが、道ではより多くの市町村で耐震改修に対する補助制度が創設されるよう働きかけるとしていることから、耐震改修に対する補助制度について検討します。

また、市では住宅の増築や改築等の改修工事において助成事業を設けており、これらの事業にあわせて耐震改修を促し、住宅の耐震化を推進します。

留萌市住宅改修促進助成事業（概要）

【対象住宅】

- ・ 自己が所有し、現在居住している住宅が対象（併用住宅は、居住部分のみ対象）

【対象工事】

- ・ 工事対象経費が 100 万円以上（消費税含む）で、次の工事
 - ①住宅の増築又は改築工事
 - ②壁紙の張替え、外壁の塗替え、屋根の葺替えなどの工事
 - ③便所、台所、風呂などの水廻りの工事
 - ④間取りの変更、床などのバリアフリー化の工事

【申込み対象者】

- ・ 下記の要件にすべて満たしている方
 - ①本市に住所を有している方
 - ②改修工事を行う住宅の所有者であって、かつ、その住宅に現に居住している方
 - ③市税、介護保険料、後期高齢者医療保険制度の保険料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、市有地の貸付料（転貸も含む）を滞納していない方

【助成金額】

20 万円（ただし、改修工事の内容によっては減額となる場合があります）

c. 耐震改修促進税制の周知

耐震改修の促進を図るため平成 15 年度から国において税制改正が行われ、耐震改修促進税制が創設され、住宅の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられます。

留萌市では、耐震改修促進税制の申請に必要な証明書を発行しており、市民が耐震改修の実施に伴い、税制等の特例措置を円滑に活用できるようホームページにおける情報提供を行い、普及・啓発に努めます。

耐震改修に関する特例措置（平成 28 年度時点）

〔所得税：適用期限：平成 21 年 1 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日〕

＜平成 26 年 4 月 1 日以降に耐震改修を行った場合＞

個人が、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合には、標準的な工事費用相当額（上限 250 万円）の 10%相当額を所得税額から控除することができる。

〔固定資産税：適用期限：平成 18 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日〕

＜平成 25 年 4 月 1 日以降に耐震改修を行った場合＞

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について、現行の耐震基準に適合する 50 万円超の耐震改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年分の固定資産税額（120 m²相当部分まで）を 1 年間（特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は 2 年間）1 / 2 に減額

（2）地震時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号において、都道府県は建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項を記載できることとされています。

道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を地震時に通行を確保すべき道路（以下、「緊急輸送道路」という）として指定しています。

北海道の緊急輸送道路

- 第 1 次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

- 第 2 次緊急輸送道路

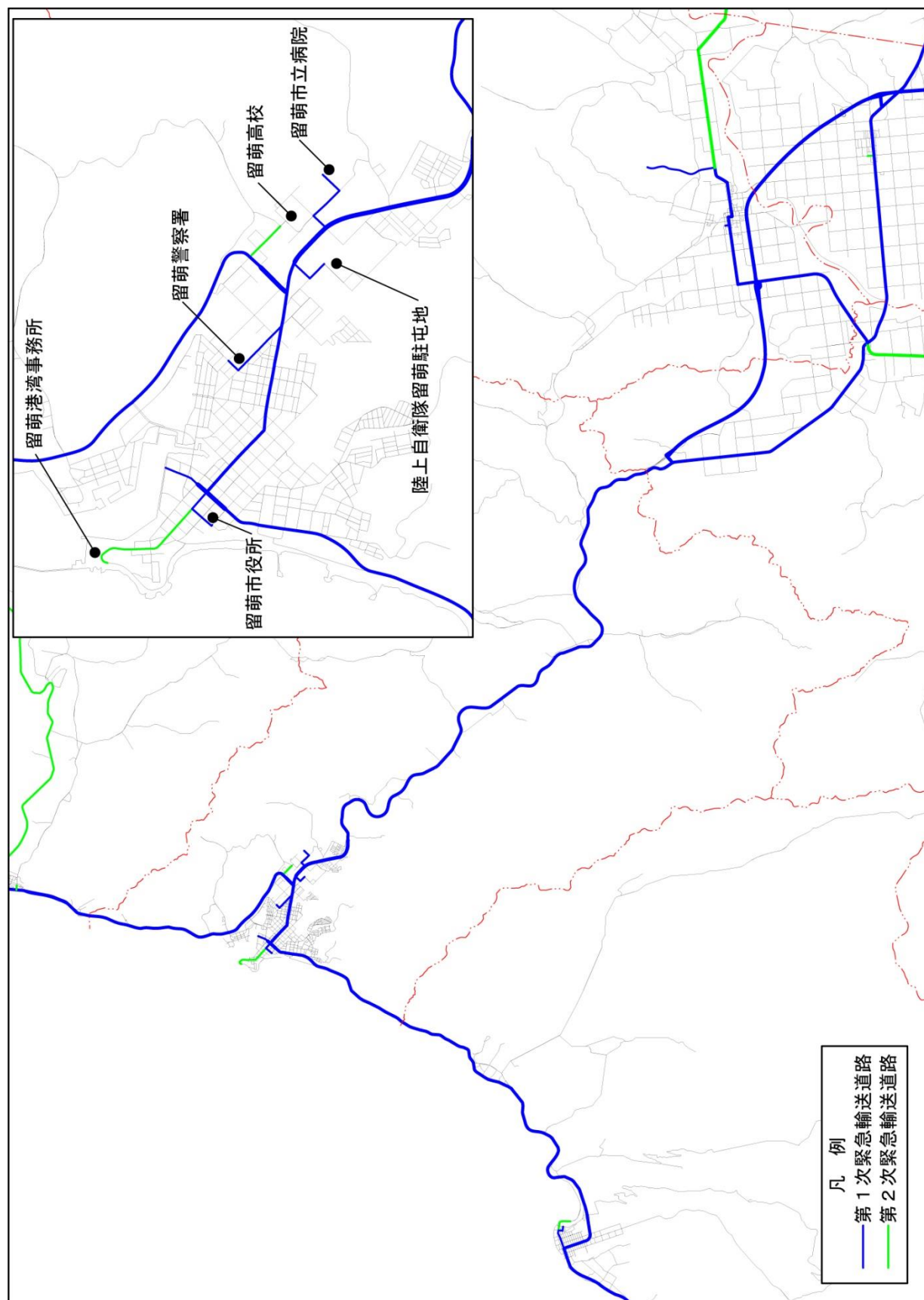
第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路

- 第 3 次緊急輸送道路

第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

留萌市においては、国道 231、232 号（オロロンライン）、233 号（留萌国道）が第 1 次緊急輸送道路として位置づけられています。また、道道 22 号が第 2 次緊急輸送道路として位置づけられています。

図 5-1 地震時に通行を確保すべき道路



2 啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震防災マップの公表・更新

留萌市では、平成 25 年 2 月に「留萌市防災ガイドマップ」を作成・公表しています。

「留萌市防災ガイドマップ」は、避難所の場所や津波浸水予測図等を地図で示すとともに、災害に対する備えを分かりやすくまとめたものであり、これにより市民の防災意識の啓発を図っています。

また、平成 22 年度に策定された「留萌市耐震改修促進計画」では、想定地震における震度分布を示した「揺れやすさマップ」を作成・公表しています。

「揺れやすさマップ」については、新たな想定地震に基づいた更新を行い、市民の防災意識の向上を図ります。

図 5-2 防災ガイドマップ



図 5-3 揺れやすさマップ



（２）相談体制の充実

留萌市では、住宅・建築物の耐震診断・改修等に関する相談窓口を都市環境部建築住宅課に設置して市民や事業者が気軽に相談できる環境整備に努めてきました。

今後も、住宅・建築物の耐震診断・改修等に関する相談のほか、住宅リフォーム全般や老朽空き家解体等、住宅や建築物の耐震化・耐震化率向上に資する内容について、庁内の連携を図り対応することにより耐震化の促進に努めます。

（３）総合的な建築物の安全対策の推進

これまでの地震による住宅・建築物に関する被害状況をみると、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や窓ガラスなど非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。

以上から、留萌市では住宅・建築物の耐震化に合わせて、窓ガラス等の落下防止対策などの地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

a. 窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物・大規模空間の天井など落下のおそれのあるものについて、所有者に対し安全対策の必要性や対処方法など啓発を図ります。

b. エレベーター内の閉じ込め防止対策

近年、地震発生時にエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保について啓発を図ります。

また、市が所有する公共施設についても対策を検討します。

c. 家具の転倒防止対策

地震発生時に家具の転倒等による人的被害を防ぐために、家具の転倒防止策や住宅における家具の適正配置など室内の安全性の確保について啓発を図ります。

（４）セミナー・講習会等情報提供の充実

北海道では、所有者の耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、地震防災セミナーやリフォームセミナー等の開催や、町内会などを単位とした出前講座を開催しています。

また、建築士等の技術の習得や資質の向上を図るため、耐震改修支援センター等の協力を得て、耐震診断・耐震改修技術講習会を開催しています。

留萌市では、上記のセミナー等の開催について周知を行うとともに、町内会等が出前講座を希望する場合には北海道と連携して開催を進め、住宅・建築物の耐震化に関する知識の普及を進め、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

第6章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等

留萌市は、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建物（木造2階程度）の所管行政庁であり、それ以外の建物の所管行政庁である北海道と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、建築基準法に基づく勧告または命令等を行います。

1 耐震改修促進法に基づく指導等

平成25年の耐震改修促進法の改正では第16条において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されることとなりました。

このため、所管行政庁である留萌市や北海道は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等について、所有者が必要な耐震診断や耐震改修を行われていない場合に、所管行政庁は国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、指導・助言・指示を行うこととします。さらに正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することとします。

2 建築基準法に基づく勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務づけられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁は建築基準法第10条の規定に基づく勧告や命令を行うことができます。

建築基準法による勧告または命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を行うことができます。また、損傷・腐食及びその他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。

3 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

留萌市は今後、北海道と連携しながら「全道建築防災・維持保全連絡会議」等の場を通じ、勧告・是正命令等の具体的な取り組み方針を定め指導等を進めます。

参考資料

1 特定建築物一覧

(1) 多数利用建築物

耐震基準	所有	用途	施設名称	延床面積	階数	竣工年 西暦	耐震診断
S56 以前	公共	学校	沖見小学校	5,128.02	3	1981	実施済み
			港南中学校	7,079.70	4	1972	実施済み
			潮静小学校	2,215.80	2	1979	実施済み
			東光小学校	6,766.91	3	1974	実施済み
		体育館	留萌市民センター	2,688.64	2	1973	未実施
		賃貸住宅、寄宿舍、下宿	市営住宅大町団地改良 1 号棟	1,816.52	5	1979	不要
			市営住宅大町団地改良 2 号棟	1,816.52	5	1979	不要
			市営住宅大町団地改良 3 号棟	1,852.00	5	1980	不要
			市営住宅大町団地改良 4 号棟	1,852.00	5	1980	不要
			市営住宅大町団地改良 5 号棟	1,852.00	5	1981	不要
			市営住宅大町団地改良 6 号棟	1,181.00	3	1980	不要
			市営住宅大町団地改良 7 号棟	1,251.00	5	1981	不要
			市営住宅大町団地改良 8 号棟	1,251.00	5	1981	不要
			市営住宅旭町団地 S46 改良住宅	1,533.36	4	1971	不要
			市営住宅野本町団地 S52 公営住宅	1,583.28	4	1977	不要
			市営住宅平和台団地 31 号棟	1,647.58	4	1979	不要
			市営住宅平和台団地 32 号棟	1,719.48	4	1980	不要
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	市役所本庁舎	3,802.10	3	1962	未実施
	民間	病院、診療所		2,030.57	5	1974	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		1,440.00	3	1974	
				1,797.49	3	1976	
				2,117.51	6	1972	
				5,470.03	6	1977	
		賃貸住宅、寄宿舍、下宿		1,157.16	4	1979	
				1,227.48	6	1975	
				1,840.98	6	1974	
				1,894.28	6	1974	
				1,986.73	8	1979	
				1,542.76	3	1979	
				2,234.47	3	1975	
		事務所		2,731.00	5	1966	
				2,896.28	7	1981	
				3,409.84	5	1974	
				2,209.42	5	1972	
		遊技場		1,118.24	6	1967	
		工場		1,403.70	3	1975	
	再掲	学校	4 棟	21,190.43			
		体育館	1 棟	2,688.64			
		病院、診療所	1 棟	2,030.57			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	4 棟	10,825.03			
		賃貸住宅、寄宿舍、下宿	18 棟	28,684.81			
		事務所	5 棟	12,814.35			
		遊技場	1 棟	2,209.42			
		工場	2 棟	2,521.94			
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1 棟	3,802.10			
		小計	36 棟	85,544.85			
S57 以降	公共	学校	港北小学校	3,125.30	2	1986	
			北光中学校	3,535.64	2	2001	
			幌糠小中学校	3,745.00	2	1987	
			留萌小学校	4,993.70	2	2014	

耐震基準	所有	用途	施設名称	延床面積	階数	竣工年 西暦	耐震診断
			留萌中学校	7,737.04	3	1984	
			緑丘小学校	4,761.49	4	1983	
		ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	温水プールぷるも	4,205.64	3	2001	
		賃貸住宅、寄宿舍、下宿	H5 公営住宅アザレア	1,898.28	4	1993	
			S57 公営住宅はまなす	4,413.01	7	1983	
			S60 錦町公営住宅	4,272.00	10	1987	
			市営住宅大町団地公営 9 号棟	1,290.00	5	1982	
			市営住宅沖見町団地あかしあ 1 号棟	2,155.03	5	1984	
			市営住宅沖見町団地あかしあ 2 号棟	1,428.00	5	1984	
			市営住宅沖見町団地あかしあ 3 号棟	2,052.00	5	1985	
			市営住宅沖見町団地あかしあ 5 号棟	2,887.03	5	1986	
			市営住宅沖見町団地あかしあ 6 号棟	2,142.02	5	1988	
			市営住宅沖見町団地あかしあ 7 号棟	2,269.02	4	1988	
			市営住宅沖見町団地あかしあ 8 号棟	1,706.00	4	1990	
			市営住宅沖見町団地あかしあ 9 号棟	1,693.02	4	1990	
			市営住宅末広団地 H6 ポブラA	2,245.21	4	1994	
			市営住宅末広団地 H7 ポブラB	2,245.21	4	1995	
			市営住宅元町団地 S58 公営住宅	1,226.00	4	1983	
			市営住宅元町団地 S59 公営住宅	1,226.00	4	1984	
			市営住宅千鳥町団地 H3 メイプル1	3,041.04	6	1991	
			市営住宅千鳥町団地 H4 メイプル2	1,326.07	4	1992	
			市営住宅五十嵐町団地 H9 リラA	5,957.69	10	1997	
			市営住宅五十嵐町団地 H11 リラB	2,974.60	7	1999	
			市営住宅平和台団地 33 号棟	1,778.08	4	1982	
			市営住宅平和台団地福祉住宅	1,776.00	4	1982	
			市営住宅沖見町団地あかしあ 4 号棟	2,142.02	5	1985	
		老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これ らに類するもの	はーとふる	2,990.34	2	1999	
	民間	病院、診療所		1,106.24	3	2008	
				2,536.66	3	2006	
				4,216.82	4	2005	
		ホテル、旅館		1,345.54	3	1992	
				2,579.83	5	1982	
		賃貸住宅、寄宿舍、下宿		1,031.33	3	1999	
				1,069.64	5	1997	
				1,088.64	3	2001	
				1,090.48	4	1986	
				1,135.50	5	2008	
				1,211.76	3	1997	
				1,255.48	4	1997	
				1,263.05	5	1989	
1,299.95				3	2003		
1,321.50				5	1983		
1,350.60				5	1982		
1,398.46				4	2005		
1,493.43				3	1996		
1,545.73				3	1999		
1,549.93				3	1997		
1,904.70				3	2008		
2,255.76				3	1991		
2,262.57				6	2005		
2,587.60	5		1983				
2,620.64	5		1983				
工場	1,190.92	3	2000				
	1,273.76	3	2002				
	2,640.77	3	1988				
再掲	学校	6 棟	27,898.17				
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	1 棟	4,205.64				
	病院、診療所	3 棟	7,859.72				
	ホテル、旅館	2 棟	3,925.37				

耐震基準	所有	用途	施設名称	延床面積	階数	竣工年 西暦	耐震診断
		賃貸住宅、寄宿舍、下宿	43 棟	84,880.08			
		老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これ らに類するもの	1 棟	2,990.34			
		工場	3 棟	5,105.45			
		小計	59 棟	136,864.77			
		合計	95 棟	222,409.62			

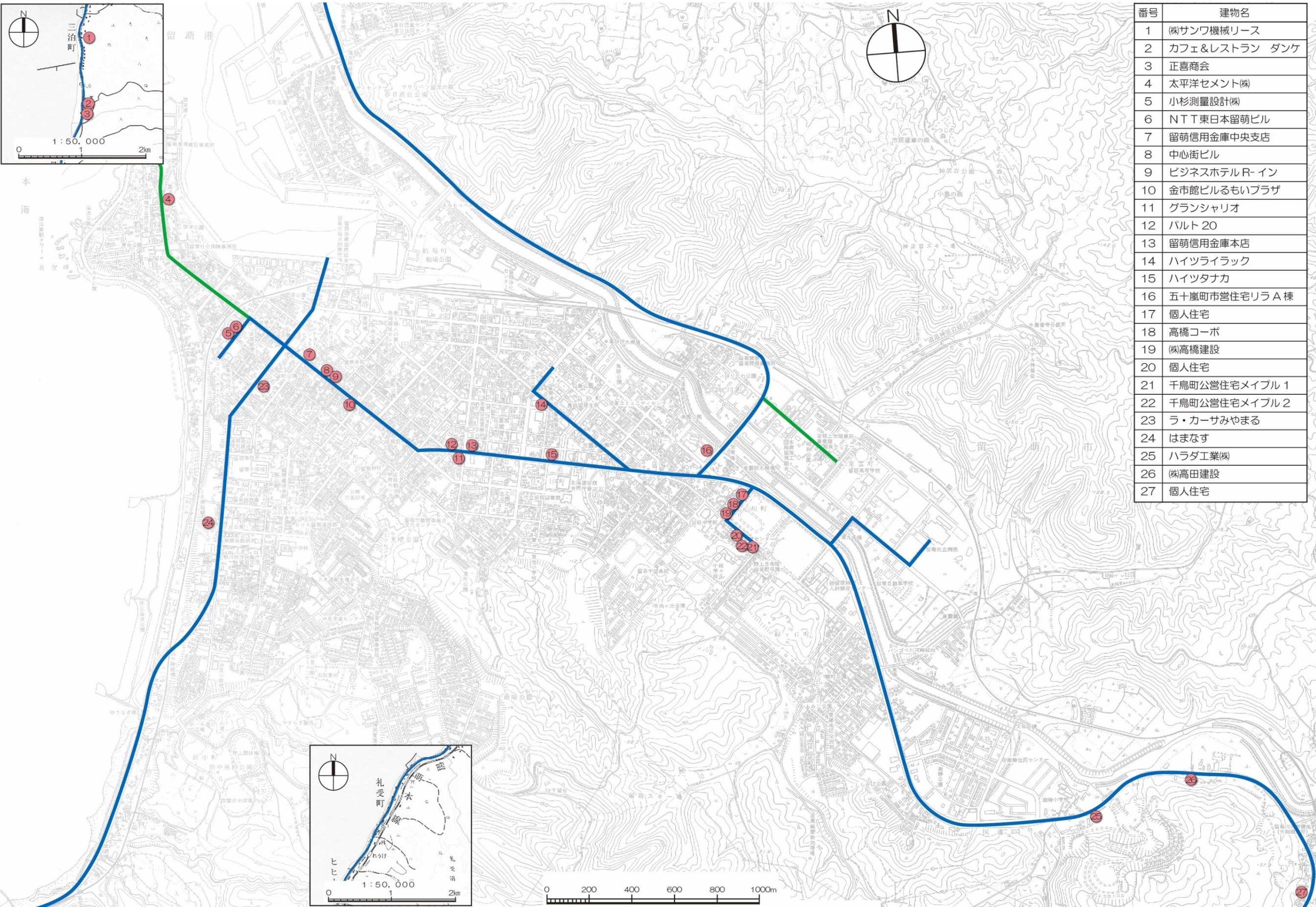
(2) 危険物貯蔵等建築物

種類	No.	設置者名	建築年西暦	所有
屋外タンク貯蔵所	1	JXエネルギー(株)留萌油槽所	1969	民間
	2	伊藤忠エネクス(株)アスファルト基地	1971	民間
	3	三協石油(株)	1970	民間
	4	(株)北建舗道	1994	民間
給油取扱所 (営業用)	5	澤井石油商事(株)留萌給油所	1981	民間
	6	澤井石油商事(株)花園給油所	1989	民間
	7	三協石油(株)花園給油所	1970	民間
	8	丸菱石油(株)	1969	民間
	9	なかせき商事(株)留萌南給油所	1997	民間
	10	堀口運輸(株)給油所リード石油	2000	民間
	11	南るもい農業協同組合 ホクレン留萌給油所	1990	民間
	12	株式会社 オカモト	2004	民間
	13	モダ石油	2004	民間
給油取扱所 (自家用)	14	沿岸バス(株)留萌営業所	1998	民間
	15	阿部砂利工業	1992	民間
	16	ハラダ工業(株)大和田採掘場	1999	民間
	17	札幌アサノ運輸(株)	1988	民間
	18	ハニックス株式会社	1995	民間
	19	(株)北交産業	1988	民間
	20	ホクレン運輸(株)旭川支店	1989	民間
	21	光栄運輸(株)	1989	民間
	22	真田運輸(株)	1992	民間
	23	(株)丸運トランスポート札幌 留萌営業所	1992	民間
	24	(株)イクルミ重機	1992	民間
	25	(有)今城重機工業	不明	民間
	26	石油輸送(株)	2003	民間
	27	堀口運輸(株)自家用	2001	民間
	28	幌糠除雪ステーション	2006	公共

(3) 避難路沿道建築物

	建物名	大字名称	本番	地番	種別	構造	新耐震	多数利用建築物	現況階層地上	現況階層地下	建築年
1	(株)サンワ機械リース	三泊町	27	1	倉庫(その他)	非木造	○		3		2001
		三泊町	27	1	事務所	非木造	○		1		2001
		三泊町	27	1	倉庫(その他)	非木造	○		1		1988
2	カフェ&レストラン ダンケ	塩見町	70	11	併用住宅(一般)	木造	○		2		1986
3	正喜商会	塩見町	154	1	倉庫(その他)	非木造	○		2		1999
4	太平洋セメント(株)	大町1丁目	34	1	倉庫(その他)	非木造	○		4		1991
		大町1丁目	34	1	工場(その他)	非木造	×		5		1969
		大町1丁目	34	1	倉庫(その他)	非木造	○		1		1991
		大町1丁目	34	1	工場(その他)	非木造	×		5		1970
		大町1丁目	34	1	倉庫(その他)	非木造	×		1		1969
5	小杉測量設計(株)	港町3丁目	60	1	事務所	非木造	○		4		1991
6	NTT東日本留萌ビル	港町3丁目	32	1	事務所	非木造	×	○	5		1966
		港町3丁目	32	1	事務所	非木造	×	○	5		1974
7	留萌信用金庫中央支店	本町4丁目	14	0	銀行	非木造	×	○	4	1	1963
8	中心街ビル	錦町1丁目	86	2	店舗	非木造	×		6	1	1978
9	ビジネスホテルR-イン	錦町1丁目	93	0	ホテル	非木造	○		4		1992
10	金市館ビルるもいプラザ	錦町2丁目	75	0	店舗	非木造	×	○	6		1977
		錦町2丁目	75	0	店舗	非木造	×	○	6		1972
11	グランシャリオ	旭町3丁目	82	2	アパート(一般)	非木造	○		4		1996
12	パルト20	花園町1丁目	6		アパート(一般)	非木造	○	○	5		2008
13	留萌信用金庫本店	花園町2丁目	7	0	銀行	非木造	×	○	7	1	1981
14	ハイツライラック	花園町4丁目	31	2	アパート(一般)	非木造	○	○	4	1	1986
15	ハイツハタナカ	花園町4丁目	1	14	アパート(一般)	非木造	×	○	8		1979
16	五十嵐町市営住宅リラA棟	五十嵐町1丁目	8	8	公営住宅	非木造	○	○	10		1997
17	個人住宅	元川町2丁目	122	1	専用住宅(一般)	木造	○		2		1999
18	高橋コーポ	元川町2丁目	117	2	アパート(一般)	非木造	○		2		1995
19	(株)高橋建設	元川町2丁目	116	0	事務所	木造	×		1		1976
20	個人住宅	千鳥町3丁目	9	3	専用住宅(一般)	木造	○		2		1996
21	千鳥町公営住宅メイプル1	千鳥町3丁目	9	1	公営住宅	非木造	○	○	6		1991
22	千鳥町公営住宅メイプル2	千鳥町3丁目	9	1	公営住宅	非木造	○	○	4		1992
23	ラ・カーサみやまる	幸町3丁目	11	1	アパート(一般)	非木造	○		4		1997
24	はまなす	沖見町2丁目	5		公営住宅	非木造	○	○	7		1983
25	ハラダ工業(株)	潮静4丁目	31	3	倉庫(その他)	非木造	○		2		2004
		潮静4丁目	31	3	工場(その他)	非木造	×		2		1980
26	(株)高田建設	大和田1丁目	47	0	事務所	木造	○		2		2002
		大和田1丁目	47	0	倉庫(その他)	木造	○		1		2001
27	個人住宅	大和田3丁目	36	0	専用住宅(一般)	木造	○		2		1998

図 避難路沿道建築物



2 建築物の耐震改修の促進に関する法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 又は第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又は あっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その

他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不

適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難

を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、

当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確

保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこ

ととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号 及び第四号 の規定にかかわらず、同条第二項 の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項 又は第十八条第三項 の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条 の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項 の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者

三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第三十九条第二項の規定に違反した者

六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附則(平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一七年七月六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一七年十一月七日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年五月二九日法律第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月四日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (以下「法」という。) 第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物 (その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。) 以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物 (第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。) とする。

一 延べ面積 (建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。) が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条 (同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。) (市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。) 並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) 第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四十九号) 第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) 第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法 (昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別

の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場
その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物

2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、法第二十二条第二項 の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項 の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項 の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築

物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからハまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計五千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と

読み替えるものとする。

附則（平成八年三月三十一日政令第八七号） 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成九年八月二十九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附則（平成十一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附則（平成十一年一〇月一日政令第三一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

（職員の引継ぎ）

第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの（次項において「特定事務」という。）に専ら従事していると認められる都の職員（以下この条において「特定都職員」という。）は、施行日におい

て、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であった者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であった者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。
- 3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。
- 4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難しいものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一一年一月一〇日政令第三五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月二三日政令第二一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附則（平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附則（平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二六年一二月二四日政令第四一二号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附則（平成二七年一月二一日政令第一一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二七年一二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成 18 年 1 月 26 日 国土交通省告示第 184 号)

最終改正平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となる

べき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているも

のについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を 95 パーセントとするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約 650 万戸（うち耐震改修は約 130 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事

項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとと

もに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第 2 号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第 4 号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第 28 条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第 5 号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村にお

いて措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第 5 条第 7 項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第 1 号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。

なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。